

## 子ども・子育て支援調査特別委員会会議録

### 1 開会年月日

令和6年11月27日（水）

### 2 開会場所

第一委員会室

### 3 出席委員（10名）

委員長	板倉	美千代
副委員長	高山	かずひろ
理事	ほかり	吉紀
理事	山田	ひろこ
理事	宮本	伸一
理事	金子	てるよし
理事	浅田	保雄
委員	吉村	美紀
委員	豪	一
委員	上田	ゆきこ

### 4 欠席委員

理事	西村	修
----	----	---

### 5 委員外議員

議長	白石	英行
副議長	田中	香澄

### 6 出席説明員

丹羽 恵玲奈	教育長
多田 栄一郎	子ども家庭部長
栗山 仁	児童相談所開設準備担当部長
吉田 雄大	教育推進部長
永尾 真一	障害福祉課長
渡部 雅弘	生活福祉課長

篠原 秀徳	子育て支援課長
富沢 勇治	子ども施策推進担当課長
奥田 光広	幼児保育課長
足立 和也	子ども施設担当課長
大戸 靖彦	子ども家庭支援センター所長
佐藤 武大	児童相談所開設準備室長
中川 景司	学務課長
鈴木 大助	児童青少年課長
木口 正和	教育センター所長

## 7 事務局職員

事務局長	佐久間 康一
議事調査主査	杉山 大樹
係員	玉村 治生

## 8 本日の付議事件

### (1) 報告事項

- 1) 子育て支援計画（令和7年度～令和11年度）の中間のまとめについて
- 2) 若者の生活と意識に関する調査の調査項目（案）について
- 3) 病児・病後児保育施設の移転等について
- 4) （仮称）元町育成室の開設について

### (2) 一般質問

### (3) その他

---

午前 9時58分 開会

○板倉委員長 おはようございます。若干時間前ではございますけれども、全員おそろいですので、ただいまから、子ども・子育て支援調査特別委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですが、委員につきましては、西村委員が病気療養のため欠席です。

理事者につきましては、熱田教育総務課長が病気療養のため欠席です。

なお、理事者報告の報告事項の1に関連する理事者として、永尾障害福祉課長、渡部生活福祉課長に御出席をいただいております。

---

○板倉委員長 理事会についてですが、必要に応じて協議して開催したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○板倉委員長 ありがとうございます。

---

○板倉委員長 本日の委員会運営についてですが、理事者報告が4件、課ごとに報告を受け、質疑は項目ごとといたします。その後、一般質問、そして、その他としては、委員会記録について、令和7年2月定例議会の資料要求について、そして閉会、以上の運びにより本日の委員会を運営していきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○板倉委員長 各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されますように御協力をお願いいたします。

なお、議員、理事者とも、資料はデータのページ番号を指定することになっておりますので、右下にページの通し番号がある場合は、そちらを指定してくださるようお願いいたします。

---

○板倉委員長 それでは、理事者報告です。

1、子ども家庭部子育て支援課から3件です。

それでは、子ども家庭部子育て支援課、まず、報告事項の1、子育て支援計画（令和7年度～令和11年度）の中間のまとめについて、報告事項の2、若者の生活と意識に関する調査の調査項目（案）についての説明をお願いいたします。

篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 おはようございます。資料第1号の子育て支援計画（令和7年度～令和11年度）の中間のまとめについて御報告いたします。

まず、資料の御説明の前に、ちょっとおわびと訂正がございます。お手元のPDFに、お手元のファイルに、「1\_（P40差替）」というファイルがあるかと思いますが……。

（「サイドボックス」と言う人あり）

○篠原子育て支援課長 はい、サイドボックスのほうに。「1\_（P40差替）」というファイルがあるかと思いますが、よろしいでしょうか。そちらのページと差し替えさせていただきましたので、直前で申し訳ございませんが、よろしくをお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、御説明申し上げます。1、子ども・子育て、これまで、子育て支援計画につきましては、過去4回の会議体、また、議会の御報告を経まして、冊子が完成するような形で、これまで作成をしまいいりまして、このたび、パブリックコメントと区民説明会の前の中間のまとめが完成しましたので、その御報告をするものでございます。

最初のページの2番目の前回からの主な変更点をPDF 2ページ目にお示ししてございますので、おめくりください。横長の主な変更点一覧のところ、こちらにあるページ数は中央のページ部分ですので、その資料のページ部分を読み上げつつ、PDFのページ番号も読み上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、お手元のページ、PDFですと9ページから10ページにかけてでございます。まず、第1章の計画策定の考え方の1、計画の目的から、次のページ、PDF 10ページのところまでは、全て新しく書き直しをしております。ここで、文京区における子ども及び子育て世帯への様々な国や文京区の動向等を加筆しているとともに、「子どもの権利条約と4つの原則について」というところについての記述を文京区の取組として記載してございます。これが9ページ、10ページの変更点でございます。

また、次、お手元のページ、PDFの20ページから21ページを御覧ください。こちら、文京区における子ども及び子育て家庭への支援体制図ということで、こっちも新しく書き出したものでございます。これまで、子どもと子育て家庭の支援体制図というのが全容をちょっとお示ししていなかったものですから、今回、初めてこのような形で記載をさせていただいたものでございます。

その次のページを御覧ください。PDF 22ページ、23ページでございます。(3)番の計画の進行管理のところ、令和6年度を終期とする前計画の進捗状況について、四角囲みで新しく記述をさせていただいております。

少し飛びまして、お手元のページ、31ページを御覧ください。31ページからは、第3章として、子どもと子育て家庭の現状をお示ししておりますが、一例としまして、そのページの1、人口等の推移、(1)人口の推移の隣に、四角囲みで「着実な増加」とございますが、ここは、それぞれの項目について、区のほうから、この統計に関する一言的ない言コメント的なものを掲載してございまして、この表が示すところを一べつして分かるようにさせていただいております。これが、61ページまでずっと全て記載をさせているところでございます。

その中で、お手元の差し替えとなりましたPDF 40ページを御覧いただきたいと思っております。差し替えのPDFを御覧ください。子どもの貧困率の推移のところ、「なお、」以降の文

章のところに、具体的に子どもの貧困の把握は区で行っているところの記述に、具体的な事業名を掲載させていただいているところがございます。

次に、飛びまして65ページを御覧ください。第4章、主要項目及びその方向性というところで、四つの基本的な視点を記載させていただいておりますが、その4番目の行政手続のデジタル化とDX化の推進についてというところを新たに、前回の委員会等での御意見を踏まえまして追加しているところがございます。

その次のページ、66ページを御覧ください。66ページ、1、親子の健やかな成長の支援の二つ目の丸のところの親子の健康の維持・推進のところの最初の文章に、感染症への対応を含むという文章を追加させていただいております。

続きまして、73ページを御覧ください。73ページからは、この計画のメインとなります、この子育て支援計画の計画の体系、計画事業の一覧でございますが、ここを全て書き出しをさせていただいております。各事業を158ページまで記載させているところ、失礼しました、154ページまで記載させているところがございます。

次に、PDFの158ページを御覧ください。第6章のところでございますが、4番目の幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制のところ、158ページから159ページにかけてでございますが、ここ全て新しく書き出しをしているところがございますので、御確認いただければと思います。

次に、お手元のPDF174ページを御覧ください。（12）番の実費徴収に係る補足給付を行う事業から、177ページの（19）番の妊婦等包括相談支援事業については、全てこれは新しく書き出しをしております。計画策定の考え方で記述をさせていただきました。

最後に、PDF178ページ、最後のページを御覧ください。6番目の幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保、7番目の計画の推進体制と進行管理に関する記述を初出しとさせていただいているところがございます。

主な変更点については以上でございます。

ここで、PDFの1ページ目にお戻りください。この表紙の3番目の中間のまとめを、今、お示したところがございますが、今後の検討予定としまして、12月の6日から1月の6日までかけて1か月間、パブリックコメントを実施いたします。また、12月15日の午前中と12月18日の夜間において、区民説明会を2回実施するとともに、区報特集号も発行させていただきます。このパブリックコメントの取りまとめを行った後、1月から2月にかけて、子ども・子育て会議及び地域福祉推進協議会子ども・若者部会等で、このパブリックコメントの

お示しと、最終案の御意見を賜った後、子ども、2月の定例議会等について最終案のお示しをした後、3月にこの計画の策定を行うものでございます。

資料第1号の説明については以上でございます。

続いて、資料第2号を御確認ください。資料第2号は、若者の生活と意識に関する調査の調査項目（案）についてでございます。9月の委員会におきまして、若者計画を策定するに当たった基礎調査を行うというふうに申し上げましたが、その概要をお示しするものでございます。

1番のところについては、こちらに記載のとおりでございます。若者計画の基礎資料を得ることを目的に、この調査を実施いたします。

2番目の調査対象ですが、区内在住の19歳から39歳までの区で若者と位置づけている方々に対して、基準日、令和7年1月1日付で調査を行うものでございます。参考までに、令和6年10月1日現在の人口を記載してございます。

3番目の調査方法ですが、その対象となる方、全数に郵送で調査案内を送付しまして、原則インターネットで回答いただきますが、必要に応じて紙媒体での回答も承ることといたします。

4番目、調査時期については、来年の1月から2月の1か月間を予定してございます。

調査項目の案でございますが、1ページおめくりいただけますでしょうか。PDFの2ページから3ページにかけて、75問ほどの項目がございます。現在、このような項目で考えております。75問ございますが、分岐等ございまして、事務局のほうでシミュレーションしたところ、お一人当たりの回答時間は約10分程度で、一人当たりの設問数は60問から70問程度としてございます。ですが、各項目に区への自由意見を設けておりますので、自由意見をお書きの場合には、多少、時間が増えるものと予想しております。

1ページ目にお戻りください。この調査のスケジュールでございますが、令和6年度の取組としましては、1月から2月にかけて調査を行った後、3月に調査の集計を行います。調査結果につきましては、令和7年度の5月から6月にかけて、地域福祉推進本部、地域福祉推進協議会、定例議会等で御報告をしております。令和7年度4月から1年間かけて若者計画の策定を行い、令和9年度からの実施を予定しているものでございます。

7番目のその他としまして、PDFの3ページと4ページに、9月の委員会でもお示しをしました区が考える子ども・若者支援の推進についての計画の位置づけ等をお示ししてございますので、御参考までに御覧ください。

説明は以上でございます。

○板倉委員長 続きまして、報告事項の3、病児・病後児保育施設の移転等についての説明をお願いいたします。

富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 続きまして、資料第3号の病児・病後児保育施設の移転等について御説明いたします。

令和7年4月1日の元町ウェルネスパークの開設に伴いまして、順天堂病児・病後児ルーム「みつばち」を移転し、新たに病中の児童を保育の対象に加えるものでございます。

資料の2の(2)のとおり、元町ウェルネスパークの東館の2階に移転することとなります。

(3)の面積は123.87平米で、移転前より倍以上広がるものでございます。

(4)の対象者について、新たに病中の児童が追加となります。

(5)から(7)の定員、開設時間、利用料金は、移転前と同内容でございます。

(8)の運営形態は、学校法人順天堂に運営を委託いたします。

3の位置図のとおり、東館2階の北側の部分に配置するものとなります。

説明は以上でございます。

○板倉委員長 今、御説明をいただきました。それでは、報告事項の1、子育て支援計画の中間のまとめについての御質疑をお願いいたします。

吉村委員。

○吉村委員 おはようございます。ありがとうございます。子育て支援計画の策定についてなんですけれども、今回はたくさんいろいろ、前回、この委員の皆様が質問していたところを反映していただいているところがございますけれども、私としても、前回、委員会で質問させていただいたDXの視点についても、65ページの4の行政手続のデジタル化とDXの推進という項目を入れていただきまして、よりフレーズとしても分かりやすい、内容が同じようなものだったんですけれども、やはり視覚的にも分かりやすい内容になっているということで、ありがとうございます。

先ほどの、今日、修正があったという、入ってきた貧困率についても、具体的に子ども宅食ですとか就業援助とか児童扶養手当等の各事業の利用状況から、貧困を文京区では個別に状況を把握していますという一文を入れることで、各事業と書いてあるだけではなくて、これにより、貧困率という一般的などういう基準でやっているんだろうと一般の方とかも含めてってしまうと思いますので、より具体的に分かりやすくなったのではないかと思います。

すので、すごい評価しております。

今後のスケジュールについてなんですけれども、本年12月に中間のまとめに関するパブリックコメントをとって、その後、夜間の区民説明ですとか、区報特集号発行となっておりますけれども、パブリックコメントをとる際なんですけれども、子どもの意見を聴取すると、その子どもの意見が子育て支援計画に反映する機会の創出というものを図るべきではないかと考えるんですけれども、お考えをお聞かせください。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 子どもの意見を直接聞くことによって、どういうふうにやっていくかというところがございますけど、今、まさに子どもの権利擁護、権利に関する条例を、今、制定しているところがございます、その中で具体的に落とし込んでいくものと思いますが、当然、この計画の中にでも冒頭のほうにお示ししているとおり、子どもの権利というところについては十分生かしていく必要があると。それに伴う事業なんかも、今後、どのような形が一番ふさわしいかということについては、今後、検討してまいりたいというところがございます。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。そうすると、そうですね、こどもの権利条例をこれからつくるといことで、そうやって子どもの意見を反映していく機会の創出がすごい重要だと思うんですけれども、子ども自身がどういうふうに思っているかということもパブリックコメントで広く聞けるような状況にしたいと思うんですが、この計画自体が結構、いっぱいページ数もあって、難しくというか、大人が読んでも結構ボリュームがあって、ちょっと疲弊してしまうところもあるようなぐらいの、すごいしっかりとつくられているので、こういう計画になってしまっているという利点はあるものの、子どもさんがこれを見てパブリックコメントをどこまでできるのかなというところは不安になってしまうところもあるんですけれども、そういったところでどういった工夫とかはいかがでしょうか。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 委員おっしゃるとおり、今回、この子どもの意見を聞くというところは、まさに子育て支援課、子ども家庭部と教育推進部のほうで中心になって行っているところがございますけども、今回、この計画の策定に当たってパブリックコメントをとるわけがございますが、これは初めての取組となると、この子育て支援計画全体の概要版をおつくりしまして、この部分を子ども向けになるべく平易につくり直したものをPDFの形で御提供

できないかというところで、今、協議をしているところでございます。そのときには、当然、教育部門とも協議をいたしまして、区立の小・中・高生からも御意見を、小学校・中学校生からも御意見を聞くような形が取組できないかというところで、今、検討してまいるところでございます。パブリックコメントをとる段階においては、そのようなお示しができるものと考えているところでございます。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。そうですね、やっぱりページ数が、この子育て支援計画自体、すごいちゃんと作り込んでいて、しっかりとこうやって視覚的にも見れるのはいいんですけども、お子様がちょっと見るにはボリュームも大き過ぎてというところもありますので、概要版を、今、つくっていただけるということで、非常にいい取組かなと思えました。

概要版というのはどのぐらいのボリューム感なのかというのと、子ども向けの概要版というのは大人向けと子ども向けそれぞれつくられるのか、それとも子ども向けというところだったら、どういうところに意識してつくっていかれるのかというところを教えてください。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 現在、区報特集号においては、なるべくお子さんも大人の方も見て分かるような表現にしているところで、こちらは約4ページほどの構成になっているところでございます。それとは別に、概要版については、全ての表現に、当然、振り仮名を振るということはもちろんですけども、大人の方が読んでいただいても、お子さんが読んでいただいても分かる表現にしつつ、おおむね、お子さんについては、小学校4年生以降から御理解いただけるような表現に努めつつ、こちら約16ページほどの構成で、今、予定しているところでございます。こちらのを相互に大人の方もお子さんの方も見ていただいて、場合にはよっては保護者の方がお子さんに説明するときのお示しとして御活用いただいて、幅広く、お子さんを含む幅広い世代からの御意見を賜りたいというところでございます。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、区報特集号については4ページというもので、このすごいボリューム感のあるものを4ページにまとめられたということなので、やっぱりそのぐらいのボリュームでないと、一般の方ってなかなか見る、見るということも労力があって、いつか見ようと思ってどこかへ置いてしまって見ないとかということもあってしまうと思いますので、すごいいいなと思うんですけども、あと、振り仮名を振っていただいたり、表現

については、やっぱりこういった法的な内容だったりいろんな内容は、かみ砕き過ぎるとニュアンスが変わってしまう部分とかもあつたりとか、本当にお子様向けにするには本当に難しいところがあると思うんですけども、そういったところは多分留意されてつくっていかれると思いますので、引き続きよろしくお願ひしますというところなんですけれども、今、おっしゃっていた小学生4年生以降に対象とした概要版ですか、16ページぐらいとおっしゃっていましたけれども、そういったものは委員会で例えば私ども委員が見る機会というものを創出していただけるのかというのも教えてください。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 パブリックコメントをとる前段階で、今、急ピッチで進めているところで、今回の委員会にはちょっとこの御提供は間に合いませんでしたけれども、事前にパブリックコメントの前に各委員の方々にお示しできる機会をつくりたいというふうにございます。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。そうですね、そういった概要版をつくるというすごいい取組だなと私どもも思っておりますし、その内容をこういった小難しいというか、計画の内容をどのように子ども向けに落とし込んでいて、簡潔に、たくさんあるボリュームの中からどこを要点として特に拾っていつつづくっているのかというのは、私ども委員としてもすごい関心の高いところですので、ぜひ私どもにも見せていただいて、そこで全て作り直すというのは多分難しいと思うんですけども、私どもの意見とかも聞いた上でどンドン計画と一緒に策定していけたらなと思いますので、その点はぜひよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。まず、子どもの権利とか子どもの参画については、今回、一般質問で沢田議員のほうからも、会派のほうから聞かせていただいているところです。こどもの権利条例の策定に当たって、こどもの権利推進リーダー等を設けて策定をしていくということや、前文について参画してもらおうというところまでは分かったんですけども、ただ、その、もう少し子どもの子育て支援計画の中にも、そういった子どもが例えば進捗管理、PDCAの中の見直しの進捗の会議だったりとか、そういったところに参画してもらおうなど、子ども委員をしっかりと設けて参画していただくというような方法も、今後、検討していただきたいというふうにございますし、また、先ほど吉村委員がおっしゃった子ども版の

話ですけれども、東京都の教育長のほうは、例えば教育ビジョンの子ども版、それから、いじめ対策計画の子ども版を策定しているとか、豊島区さんでは、子ども版広報事業などを展開しているというふうに聞いております。そういったことで、先ほどニュアンスが違うんじゃない、違ってしまわないかという話もありましたけれども、それよりもっとその、子どもが受け取りやすいとか、子どもが参画して、それこそこれまでも、例えばオリンピック・パラリンピックの新聞とかをつくっていましたよね。そういったような形での、子どもがつくる子育て支援計画の子ども版みたいなものを策定することも一つの案ではないかというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 委員おっしゃるとおり、この計画策定に当たっては、今回、主に区民の方、子ども・子育て会議等でお諮りをしてきたわけでございますけれども、今後、策定に当たっては、お子さん自らがこの計画について意見を述べる場も重要であるというふうに考えてございます。ここは、今、まきに行っているこどもの権利条例の策定に当たっては、様々な子の意見を聞く取組を、今、行っているところでございますけれども、この部分についても、今後、計画を策定する上、また、今後、令和9年度には中間の見直しがございますので、その機会を捉えまして、お子さんの意見を計画に反映するという部分はしっかり考えていきたいと思っておりますし、計画の前文のほうにも、今、現在、お子さんの意見を聞いて反映するという表現はございませんが、この部分の掲載についてもちょっと考えたいというふうに思っております。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 今、東京都のほう子ども版とか子供政策連携室とかで子どもの意見を聞くとかというのはかなりの力を入れているところですので、それは少しまねをしていただいて、ぜひ取り入れていただければというふうに思います。

続いて、今度、65ページというか、本編の59ページなんですけれども、やはりDXのところは、私も前回、お話しさせていただいて、それで反映していただいたというふうに事前にお伺いしております。

それで、ここでは行政手続のデジタル化とかDXの推進というところを一応入れてはいただいているんですけれども、内容がそこまでしっかりと書かれているというわけではないですね。こども家庭庁のほうでは、こどもDXの推進に向けた取組方針というのを設けていて、例えばデジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップみたいな、そう

いうことを掲げて、各デジタル化の原則を掲げて、各ステージごとにどうやったらそのデジタルファーストな、そういう仕組みをつくっていけるのかということ掲げています。もう少し具体的なDXの推進方針について書き込まれたほうがよろしかったのではないかとこのように思うのですが、こどもDXなり、母子保健DXなりについて書き込まれたらいいんじゃないかなというふうに思うのですが、いかがでしょう。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 委員おっしゃるとおり、このDXについては様々な取組を、今、全国だけじゃなく、文京区でも行っているわけでございますけども、この部分が今まさに過渡期と我々は考えておりました、具体的な事業を書き込むというよりも、どちらかという大枠の部分で考えていることをお示したかったわけでございますが、実際、今、子どものDXで取り組んでいる部分もございますので、この記述をどうするかについては、ちょっと一旦持ち帰らせていただいて協議したいと考えてございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 確かに、こどもDX部分については、今、様々、こども家庭庁が示している部分とか、東京都が示している部分、GovTech東京とか示している部分とかというのがあるというふうに思うんですけども、それを全部反映できるかは分からなくても、大枠その方向性があるのであれば、書き見込めるだけ子育て支援計画にも盛り込めないかというような思いもありますし、ありますが、確かに全部書けないというところがあるのであれば、大枠で示して、今後、追加していくとか、見直しの段階で追加していくということもあり得るのかというふうにも思ったりもいたします。

例えば、こどもDXの中でも、最近話題の保活ワンストップとか、東京都が示し、今回、モデル事業を始めたという保活ワンストップのモデル事業と、国が、今、これからやろうとしている保活ワンストップが同じものかというのもちょっとよく分からないのですけれども、それらも文京区において、今後、取り入れていかれるおつもりだというふうに思うのですが、今回書き込まれるのか、それとも、今、どういうふうな検討状況にあるのかということ伺いたいというふうに思います。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 現在、文京区でも独自に保活のワンストップ化を推進しております、文京区だと文京区保育所案内アプリを約4年以上前に導入しまして、今回、今年度夏に改修を行いまして、園の情報であったり、空き状況を確認しまして、電子申請まで誘導できるよ

う改修を図ったところでございます。ただ、東京都のデジタルサービス局の保活ワンストップサービスにつきましては、園見学、こういったものもデジタルでできるというところのメリットが大きいに思っているところで、利便性の高い取組だというふうに認識しているところです。

ただ、一方で、2026年度から、こども家庭庁が自治体ごとに異なるその申込みの内容を統一しまして、ウェブ上で手続を完結できる仕組みの運用を開始する予定で、今回の東京都の取組も、国の保活情報連携基盤にいずれ移行予定というふうに聞いているところでございます。なので、文京区としても、ワンストップの視点ではまだやや不足しているものの、現時点では現行のやり方を踏襲しながら、行いながら、国の仕組みが整った際には、利便性とコストをしっかりと比較しまして、スイッチすることも検討していきたいというふうに考えております。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。目標としては、2026年の国のほうの示すシステムが見えた段階でやっていきたいという思いでいるから、この子育て支援計画においては、ふわっとDXというふうに書いておいて、それに乗っかきたいというふうなことでよろしいですね。はい、了解です。

次に、74ページから始まってとか、それから、いろいろなところにあると思うんですけど、81ページもそうですけれども、結局この、前回も私が申し上げましたが、こども家庭センターについてですよね。こども家庭センターをどうしますかという、設置しますよねみたいな話とか、センター長どうされますかとか、どういう取組をされますかというのは前回も私もこの委員会でもしましたし、文教委員会でも沢田委員が、それから決算委員会で海津委員もされましたし、今回、一般質問でもほかの会派で質問があったかというふうに思います。こども家庭センターは、しっかりとその機能、統括支援員も含めて検討していくということはお聞きしましたし、もちろん改正児童福祉法に明るいこども家庭センター長が置かれるというふうなことだというふうに思うのですが、それはこの子育て支援計画の中でしっかりと書き込まれなかったのはどういうことなのか教えていただけますでしょうか。

○板倉委員長 大戸こども家庭支援センター所長。

○大戸こども家庭支援センター所長 今回の計画の中には、母子保健機能から、あと児童福祉機能の分野、機能ですね、そこをしっかりと連携してこれまで取り組んできた機能をしっかりと連携して、切れ目のない支援を行っていくということは言葉で盛り込ませていただい

おります。今、上田議員のほうから個々具体的なところについて、前回、区長答弁にもありましたとおり、現在、上田議員のほうの御指摘のとおり、体制づくりについてもしっかりと協議を行っていききたいというところで、今、取り組んでいるところでございます。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 今、子ども家庭センター所長が答弁申し上げたとおり、この計画策定については、各所管課においてしっかり協議をした上で載せているものでございますが、今、いただいた御意見も踏まえまして、再度、協議したいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 特に今回、この子ども家庭センターにおいて、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチを組み合わせて効果のある子育て支援を行っていききたいというお話がありました。ハイリスクアプローチはこれまでも子家センとか児相で、まあ、児相でこれからですけれども、行っていくものだというふうに思うのですが、ポピュレーションアプローチというのは、例えばその児童虐待があったら通報しましょうねとか、こういうよくあるお悩みQ&Aみたいなものを出すのかよく分かりませんが、例えばどういうポピュレーションアプローチがあるのか。それは子育て支援計画に分かるような形でお載せになるのか、お聞かせいただけますか。

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 上田委員の申されましたポピュレーションアプローチのことでございますが、こちら、子ども家庭支援センターが機能として担っているところでございます。これにつきましては、何で示していくかということになりますけど、今後、子ども家庭センター機能を整備していく中で、区民に周知できるようなもの、そういったものも、今、考えているところでございます。

ポピュレーションアプローチにつきましては、まずは養育困難家庭、または児童虐待を未然に防ぐということですね、家庭支援ケースワーカーが寄り添った支援、また相談支援を行っているところでございますので、そういったところから、今度できます児童相談所の開設に向けて、要保護児童対策地域協議会の中でしっかりと連携を組んで、児童相談所のハイリスクアプローチ、それから、子ども家庭支援センターのポピュレーションアプローチを両輪として、機能を補完しながら進めていきたいという考えでおります。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ちょっと答弁でよく分からなかったのが、全部ハイリスクアプローチだと思うん

ですけれども、ポピュレーションアプローチの説明が一つもないんですが、ポピュレーションアプローチの具体例も少し教えていただけますか。

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 例えばですね、育児に非常に困られているというようなケースも想定されます。養育困難ということなんですけど、例えば様々な事情が、本当に様々ありまして、例えばお母さんのほうで産後鬱になっている御家庭、それから、子どもにちょっと障害的なもの、また特性の強い御家庭、そういったところで子どもと家庭の中で複雑な複合的なそういった家庭環境があるところに、私たちはそこで虐待につながらないように相談支援を行っていくというところなんです。ですから、そういった中で、例えば具体的に、具体的にいうか、今、やっているところでイメージとして湧くのは、5階のびよびよひろばというのがありますが、そういったところでもしっかりとキャッチをして、一つ一つ丁寧に、個々個別の案件に寄り添っていくというのがポピュレーションアプローチというふうに認識しております。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 子ども家庭支援センター所長から答弁したとおりに加えまして、ここにある全ての事業は、未然にお子さんの様々なリスクを防ぐという意味で、この多くの事業がポピュレーションアプローチだと考えております。ここを複合的にフォローしつつ、何かあったときにはこども家庭センターのほうが動くというようなことも意味しておるところでございますので、そういったニュアンスでこの計画を落とし込んでおるところでございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 未然防止とか、この体制づくり自体がポピュレーションアプローチというところまでは、まあ、そうかなというふうにも思わなくもないですが、さっきの子家センの所長の御説明は全部ハイリスクアプローチだったので、ポピュレーションアプローチというのは、やはり啓発とか、そういうことで広く網がけしたり、ことがやはりポピュレーションアプローチと一般的に言うんじゃないかなというふうに思います。

次、行きますね。94ページです。認定こども園化のところは、これはこれで理解できていて、その後、ずっと96ページとか、幼稚園型認定こども園というふうに明示されているんですけれども、別に認定こども園と書けばいいのに、わざわざ幼稚園型と書く必要があるのかなというふうに。私たちは幼保連携型の認定こども園化を進めていくべきというふうに考えておりますので、このように限定的に書かれる、その、なぜそうなのかということをお聞か

せいだけますか。

○板倉委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 来年度から元町幼稚園のほう、今の湯島幼稚園が元町幼稚園ということで認定こども園化されるところでございます。今、委員おっしゃるように、そういった幼保連携型というようなお話を伺っているところですが、現状、その幼稚園型というところでスタートするに当たって、実際、その認定こども園のほうで、今、どういう事業をやっていくかというところは検討しているところでございますので、そういった意味で、実際に直近で実施、この数年というところで計画というところで考えたときに実施していく事業というようなことで、幼稚園型というような形で記載のほうをさせていただいているところでございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 分かりました。取りあえず、この5年計画の中で、これから追加の、9年度に、9年に追加の見直しもあるということでございますので、ここスタートする、この二、三年に関しては、この表記であることは分かりましたけど、理解しないわけじゃないですけども、この幼稚園型と限定していることについては、私たちは気にしているということは申し上げておきたいというふうに思います。

次に、97ページの未就園児の定期的な預かり保育の部分ですけれども、こちらのほうはやはり皆さんお聞きになりたいというふうに思うのですが、国のほうが、今、示している時間数上限数とかが、今、これからやろうとしている文京区の誰でも保育と全然違うということで、これ、取りあえず次年度以降は東京都の多様な他者との関わり創出事業のほうで行っていくということですが、その事業自体の持続可能性とか、あとは、なども考えていくと、この事業が5年計画の5か年の計画の子育て支援計画の中で、どういうふうに確実にやっていくことができるのかなど教えていただきたいというふうに思います。

○板倉委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 今、委員御指摘のとおり、本事業につきましては、こども誰でも通園制度、こちらのほうの見据えた上での先行しての事業実施ということになってございまして、先んじて子ども子育て支援計画のほうには掲載させていただきましたが、今後、御指摘のとおり、こども誰でも通園制度の形に本事業がフィットしていくのかどうかというのは、いまだちょっと状況としては見えてこないところでございます。実際には、先日、自治体向けの説明会等も実施されまして、少しずつではございますが、形が見えているところでございます。あと、自治体のQ&A等も発出されるということで聞いておりまして、私どものほ

うからも、現状のモデルが誰でも通園制度として認められるのかといったようなところについては、実は照会をかけているところがございます。こういったところのお返事も頂戴しながら、形としては、場合によっては中間見直し等で形を変えていく必要があるかもございませんけれども、何らかの形で、当然、義務となる制度でございますから実施はしてまいりますし、その際には区民の皆様のニーズにどのようにかなうものにしていくかというのは、我々として検討していかなければいけないというふうに考えているところがございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 心配なのは、国がこのスキームでやってくださいというやり方と二重にやらなければならないのではないかとか、そうすると、かなりのその園にとっても負担でしょうし、事務もそうでしょうし、厳しいなというふうに感じているのですが、そちらのほうは、もちろん、今、照会をかけているということですので、すぐに答えられることではないでしょうし、9年の見直しのときにもしかしたら考えなければならないことも起こるのかも、起こり得るのかもしれないというふうに思うのですが、できればそういうことにならないようにというふうに思っております。そういった、もちろん要望等も併せてされているというふうに考えてよろしいですか。

○板倉委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 実際にどのような財源措置がなされるかというのにつきましては、令和8年度以降についてはまだ検討中というお返事しかいただけていない状況でございます。おっしゃるとおり、今、活用しております東京都の補助金につきましては、補助率10分の10ということで非常に潤沢な財源の中で実施させていただいているところがございます。保育士等の確保について非常に重要であるというふうに、私ども、モデル事業を実施する中で考えているところで、そのためには、財源としてかなりの部分が必要というところがございますので、その部分については、これから国からの明示を待つということにはなりますが、必要な部分については、当然、要望ということもしていかなければいけないというふうに考えてございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 あと三つぐらい、四つぐらいなので、なるべくまとめてやります。

次に、99ページの病児保育、病後児保育の部分と、172ページの病児・病後児保育のニーズ量のところ、ここのところは、ニーズ量の見込みというのは、もちろん、それなりにこれまでの実績を加味して計算されているというふうに理解しておりますけれども、やはり、例

えば令和6年に寄せられた区民の声とかでも、病児保育が全然こう繰り上がらないとか、病児保育に入れるようにしてほしいというような区民の声が来てたりとか、病児保育の量的な充足がちょっとしてないのかなというふうに思ったりもします。もちろん、全体的にその実績を見ると、必ずしも毎回使っていただいているわけじゃなくって、波があったりして、トータルで見ると赤字になっているんですみたいな話になるのはよく分かっているんですけども、やはり量的な充足というのはしっかりと見込んでいかなければならないですし、当然、また茗荷谷周辺とか江戸川橋とか、とにかくこの左側ですね、の病児・病後児保育の拡充というものは今後も検討というか、引き続き努力をしていっていただきたいというふうに思います。

続いて、102ページの育成室数のところ、育成室の整備及び運営の部分で、整備すべき育成室数、この部分については、私のほうで以前、これは弾力化ありきの数字なのか、今、育成室の待機児童が増えておりますので、弾力化して、一応、何とか待機児童を減らそうという方法で、今、かなり弾力化が進んでいるというところなんですけれども、育成室を整備していく中で、やはり弾力化を解消して、より保育の質を高めていくということが求められていると思います。また、この、育成室を整備していく中で重要な173ページ、確保方策、育成室整備の確保ニーズ、ニーズ量推計の部分についても、以前から、国の推計であると、算定方法であるとかかなり乖離が出てしまうので、区独自の推計方法が必要ではないかというお話がありましたので、この人数の推計と、これから整備していかなければならない計画としての育成室数というのはどういうふうな関わり、つまり弾力化を解消した人数で、このニーズ量を充足させていこうという、そういう数字になっているというふうに考えてよろしいですかということを確認したいというふうに思います。

○板倉委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 まず、病児・病後についてのお尋ねでございます。今回、お示しした計画ですと、令和5年度の利用実績に、さらに満室等で利用を断った方も数を足して、その数に対して人口推計を反映したもの、ニーズ量ということで置いております。ただ、このやり方ですと、確かに潜在的なニーズ、地域偏在も含めましてあろうかと思っておりますので、そういったところの中では、それから、あと区民の声とかでもお聞かせいただけるとおり、どうしても病気の場合、早い場合、早いタイミングとかありますので、そういったタイミングに十分対応できているかというところは大きな課題はあろうか思っております。

数年来、ずっとこの施設のほうを何とか増やしていくべしというところは、もう課題とし

て捉えておりました、特に地域偏在を何とか解消したいというところで試みているところではございます。これも、もう以前からの繰り返しの部分がちょっとあるんですが、設置場所の部分、それから運営事業者をうまく確保するという部分、それから連携する医師との連携をしていくところ、そういったところが大きな課題としては挙げられるところかなというところではございます。今、例えばやっただいている事業者に対して、タイミングが合うときにまたほかのところでもやれるかどうかとか、そういったところの意向も確認しながら、そのタイミングを見ながら区内で例えば大きな開発があったりしたときには、そこに入ることができないとか、そういったところも含めまして、日々、検討しているところです。今後も新しい施設の設置に向けた努力は続けて行っていきたいと、行っていきますので、行っていきたいと考えているところではございます。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 これまでもニーズ量につきましては、委員から御指摘ありましたけれども、国の基準が、国の算定方法が大分実態と乖離がありましたので、委員から御指摘いただきました、区独自のニーズ量も算出をしたところではございます。こちらのページにあります育成室の数につきましては、ニーズ量を、当然、算出を参考にはしておりますけれども、併せて全ての育成室、今、55ありますが、2か所は20人定員がありますけれども、その他の育成室、40人定員に下げて適正化を進めましたら、さらにどの程度、育成室が必要になるかという数が、こちらの令和7年度が59、令和11年度までに70という数になっております。こちらの数につきましては、委員から御指摘がありましたとおり、弾力化を解消した数字で育成室の数字を出しているところではございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 病児・病後児保育については、引き続き頑張ってください、お願いしますということでありまして、育成室については、かなり意欲的な数字を出されたということ、また、弾力化の解消も目指して保育の質を高めようという、その方向性については、ぜひそうしていただきたいというふうに思いますし、応援してまいりたいというふうに思います。

次に、115ページの子ども養育専門法律相談事業・養育費確保支援事業、これはもちろん今やっている事業だというのは理解しておりますけれども、今度、民法改正で共同親権が導入される見込みでございますので、そうしますと、やはり様々な対応が必要になってくるというふうに思います。会派の海津議員のほうも6月の一般質問のほうでさせていただいていますし、そこでこれから整備していくようなお話をされていたところだったというふうに思

いますけれども、もうそろそろ方向性を見せていただきたいというふうに思うのですが、その後の検討を半年ぐらいされていると思いますが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 この件につきましては、今、協議で方向性を進めているところでございますけれども、具体的などころで言いますと、まず、これから共同親権の関係で、御相談される区民の方に、できるだけハードルの低い形で相談ができる体制というのを、今、検討しているところでございます。具体的などころで申し上げますと、例えば区役所のほうに、シビックセンターのほうに、または男女平等センターで行っている法律相談、そういったところに足を運ぶには少しハードル、垣根があるのか、ハードルが高過ぎるというような家庭、または、文京区では共働き世帯が非常に多い関係もありますので、そういった中で、平日だけじゃなくて、例えば夜間、それから、そういった休日等々に対応できるような、そういった相談体制を、今、検討しているところでございます。

○板倉委員長 上田委員、まだありますか。

○上田委員 あと、これともう一つなんですけど。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 それで、もう、この計画期間内に共同親権導入になるのに、その整備についてここに書き込まなくてよろしかったのですかということをも、まあまあ、基本的に言いたいですよね。はい、どうぞ。

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 具体的な共同親権というものが、まだ、施行になってない状態でございます。ただ、書き込むというところになりますと、これ個々個別の事業の中で推進していく形で、別の形で区民のほうに周知していきたいというふうに考えております。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 最後に、176ページの児童育成支援拠点事業ですけども、私どもの会派も、この児童相談所、子ども家庭支援センター、教育センター及び、そのほか第三者機関等が密に連携し、社会的養護の途中で18歳を迎えた子ども・若者ケアリーバーに対しても継続して見守りや支援を行ってもらいたいというような要望をさせていただいております。そういった中で、この児童育成支援拠点事業は文京区内にも民間事業者があるというふうに聞いておりますので、そちらとの連携をしっかりと行っていただきたいというふうに思うのですが、

そういった具体的な事例については、この計画の中に書き込まれなくてもよろしかったのでしょうか。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 委員御指摘の児童育成支援拠点事業ですが、まさに国からの方針が示されたところがございますので、今後、区の中でもそういった子どもの居場所、居場所がなかなか見つけづらい子どもの第三の居場所として、各民間団体等も協議しながら行っているところがございますが、まだ何分、国からまだ示しが来たばかりですので、今後、計画等については、年度ごとの見直しや中間年度の見直し等でしっかり記載してまいりたいと考えているところがございます。

（「ありがとうございます。以上です」と言う人あり）

○板倉委員長 以上でよろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○板倉委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 先ほど上田委員のほうから御質問を受けておりましたポピュレーションアプローチの件につきまして、私のほうで子ども家庭支援センターの実働の部分でお答えしてしましまして、大変申し訳ございませんでした。ここで言っている、計画の中にうたわれている、いわゆるポピュレーションアプローチと言われているものにつきましては、PDFの80ページからありますネウボラ面談から始まりまして、様々な機会を捉えた乳幼児健診、そういったところの中で、お困りの家庭、また困難を抱えている家庭に声かけをして、そこを支援につなげていくという、まさにこれが上田委員もおっしゃっておりました、こども家庭センターの機能の中で十分に連携して母子保健部門と児童福祉部門がしっかりと手をつないで切れ目のない支援を行っていくという機能の一つだというふうに思っております。そういった形で御説明させていただきます。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。様々取りまとめいただきまして、ありがとうございました。

初めに、今、上田委員から質問・答弁があったんですけども、未就園児の定期的な預かり事業については以前からちょっと心配しているところでして、今、非常にこの東京都の事業が非常に充実した事業であるということで、それが国の事業になることで、ちょっとこうサービスがダウングレードをしてしまうのではないかとこの心配であります。そうすると、東

京都としても、この事業、自信を持って実施されていると思いますので、国の事業にすぐに入れ替えるということは、東京都としてもすぐに、はい、分かりましたというふうにはならないのではないかなと思うんですけども、しっかり東京都のほうとも意見を交換していただいて、この事業が存続できるようにしていただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。いかがでしょう、東京都のほうとのそういった意見交換、いかがでしょうか。

○板倉委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 具体的に令和8年度以降の取組に関して、東京都のほうとこの詰めについて協議しては現在おりませんが、委員御指摘のとおり、東京都のほうも本事業に、多様な他者との機会創出支援事業につきましては、非常に重要な取組の一つであるということ掲げているものになっております。令和8年度以降、どのように形を変えていくのかというところはございますけれども、おっしゃるとおり、非常に目的としてはこども誰でも通園制度と目的を一にしているところがございますので、私どものほうの財政支援のほうについても適切にやっていただきたいというところについては、要望していきたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ぜひよろしく願いいたします。

それから、ちょっと初めから行くんですけども、まず、9ページ、10ページのほうで、今回、計画の目的をしっかりと解説していただいて、現在の背景など、しっかりと捉えているなどというふうに思いました。よかったですと思います。

それから、子どもの権利条約の四つの原則についても、コンパクトにまとめていただいて記載していただいたことは大変に重要かと思えます。

また、22ページから23ページの前計画の進捗状況についても、よくまとめていただいていると思えました。本当、この4年間、5年間ですかね、様々な事業を拡充してきていただいたことが、ここでよく分かりました。引き続きお願いしたいと思えます。

38ページの子どものいる女性の就業状況のところなんですけども、ここについては、ちょっと前回もちょっと触れさせていただいたかと思いますが、明らかにフルタイムの御家庭が増えているのはもう、もう承知のところなんですけども、数字で見ても、前回、平成30年から10ポイント以上上がっていると。前回の5年前の計画を見ていたんですけども、その5年前のほうを見ても、さらにその前の25年、平成25年から比べると、平成30年、大きい伸びがあったということが分かりまして、今後ともこうした傾向が続くのではないかなというふうに思

います。なので、これまでも区において保育園や育成室の整備も急ピッチに進めてきていただいているわけがございますけども、私、以前もちょっと触れさせていただくことがありますけども、地域のお困りのお声の中で、やはりこの共働きの中で、小学校、中学校になったときに学校に行けなくなることで、お母さんが仕事を辞めなきゃいけないという御家庭もありました。ひとり親においても、特にそういったことも大きいと思うんですけども、問題として大きいと思うんですけども、そういった、こうした子育て世帯を、共働き世帯を、そういった小学校、中学校に行ったときに学校に行けなくなる子どもが出たときに、どういうふうに支援をしていけるのか、ここをしっかりと、また、区としても検討していく必要があるのではないかとこのように思うんですけども、いかがでしょうか。

○板倉委員長 木口教育センター所長。

○木口教育センター所長 今、委員御指摘ありましたように、お子様が不登校になりますと、当然、その親の方にもいろんな影響がございます、御心配事が出てくるかと思えます。現状は、例えば学校であれば学校に配置されているスクールソーシャルワーカーですとか、あるいは教育センターのほうで行っております教育相談の中で、保護者の方の御相談を受けること、受ける体制はございますので、特に福祉的な御相談であれば、やはりスクールソーシャルワーカーが中心かと思えますが、現状ではそういった専門職が学校、または教育センターで御相談に応じているようなところでございます。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 また、教育センター所長が答弁したとおりでございますが、それに重ねまして、今、まさに計画の中に新しく落とし込んでおります児童育成支援拠点において、育成室の、居場所のなかなかないお子さんを、こういった第三の居場所という形で、子どもが安心していただける場所というのをまた区のほうでも検討してまいりたいと考えてございます。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。ぜひよろしく申し上げます。

今、篠原課長がおっしゃった児童育成支援拠点事業、区としてもこれ検討していかないといけないということなんですが、この説明を拝見すると、どちらかという親御さんがちょっとDVといいますか、そういったことがあり、家に子どもがいられないという世帯が対象のような趣旨なのかなというふうに思うんですけども、私が言っているのは、親が子どもを大事にしていると。だけど、どうしても仕事があって、子どもの行く場所がなくなってし

もう、そういった状況のときなんですね。なので、そういった、そういった御家庭にも、この児童育成支援拠点が活用できるような立てつけとございますか、仕組みにしていっていただければなと思いますので、ぜひ御検討のほどよろしく申し上げます。

続きまして、58ページのところでですね。主要項目及びその方向性、あれ、失礼しました。主要項目、その方向性の一番事業の初めのところなんですけども、今回、あ、ここですね、すいません、65ページです。失礼しました。改めてになるんですけども、今回、その四つの視点を基本的な視点として記載をしていただきました。前回、私は質問しなかったんですけども、今回、この視点については、すばらしいなというふうに思いまして、5年前の計画を拝見すると、この視点がないんですね。改めてこれを読んだときに、非常に重要な視点を捉えていただいて、明記をしていただいているなと思うんですけども、これは前計画ではなかったんですけども、今回、記載したということについてのこの意図とございますか、背景はどういったものでしょうか。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 平成30年に策定した子育て支援計画の部分から、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化をしているわけがございます。その中に、やはりこういった視点をしっかり計画に落とし込むことによって、区民の方、あるいは我々区職員も含めて、しっかり自覚を持ってこの支援計画を遂行していく必要があるというふうに考えております。こういった部分をしっかりお示ししたいという意思を込めて、この四つの項目と、さらにその四つの項目の次のページ以降、66ページ以降は、さらに細かく書くということで、区の、ある意味、ちょっと言い方よくないんですが、決意表明的なことをちょっと示したというところがございます。こういったところを踏まえて、区でも進行管理をしっかりとしながら、この計画が遂行できるようにちょっと取り組んでまいりたいというところの意図を持ってつくったものでございます。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ありがとうございます。大変すばらしいと思います。職員の皆さん、こうした意図を持って取り組んでいただけるということで、本当にありがたいと思います。よろしく申し上げます、今後とも。

それから、次ですね、これですね、71ページのところからですかね。ここから計画の体系とか計画を具体的に記載をしていただいています、前回、5年前のもの比べると、大項目の表現とか小項目の並びも改定されていて、よく分かりやすくなったなというふうに思っ

てます。妊娠・出産から始まって、基本的には高校生世代までの支援事業になっているというふうに思いますけども、ちょっと私のほうがちょっと疑問に思ったのが、この子ども・子育て支援調査特別委員会でも、もちろんその切れ目のない支援について議論が必要と思うんですけども、毎回、その理事者の方に必ず保健衛生部の方が今はいないという現状もあって、時々、これまで私もちょっと質問ができないで、ちょっと困ったなということもありまして、やはり母子保健の部分の支援事業など、実際としては保健衛生部のほうで実施をされていると思いますけども、この場には理事者の方も当然、当然といいますか、いらっしゃらないので、なかなか議論が進まないなというふうに思っています、一方でも、その保健衛生部の皆様から報告なり議論は厚生委員会のほうでも進むということで、その辺、重複してしまうといけないと思うんですけども、この委員会でもしっかり議論を進めるようにしたほうがいかなと思うんですけども、その辺どうお考えでしょうか。

○板倉委員長 多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 今、委員のほうからお話がありました保健衛生部の理事者が参加していないということについてですけれども、本日、計画関係ということで、福祉部の課長と二人参加しているという状況もありまして、実際に保健衛生部の関連のネタになった場合に、確かに答弁に、詳しい答弁が十分できないというような状況もないとは言えませんので、ちょっと今後の課題ということで検討させていただきたいと思います。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ぜひよろしく願いいたします。

続いて、77ページですかね。ちょっと私のずれていまして、すいません。全世帯に向けた経済的な負担の軽減という事業のところなんですけども、ちょっとページ数が定かでないので、すいません。前回、5年前にはなかった項目でして、文京区にとっては、この事業については、非常に重要な事業かなと思っていて、このようにしっかりと明文化していただいたことは大変に意義があるなというふうに思います。文京区は、やはりその所得制限を設けることで、支援の対象から外れる方々が、やはりこれまでも多数いらっしゃって、そういった方々からのいろんな御要望もお寄せいただいていたんですけども、ここの項目を充実していくことが非常に区民の皆様の要望にもかなうことかなというふうに思うんですけども、一方で財源も限りがございますので、その事業の目的や意図をしっかりと明確にして取り組んでいくことが重要なと思うんですけども、いかがでしょうか。見解をお伺いしたいと思います。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 特に文京区においては、国の給付事業や医療費助成、児童手当についても、これまで多くの半数以上の方々が受給できていないというような状況がございまして、それを改善すべく、区では率先して所得制限によらない一律な支援ということを行ってきたところでございます。それがやっと東京都や国のほうでもそういった意図を汲んでいただいて、限られた財源ではなく、国や都の財源を使って、活用させていただいて取り組んでいるところでございます。引き続き、区としましては、国や都のほうにこういった所得制限によらない、全世帯が同じく等しく支援を受けられるような体制の取組を声を上げていくとともに、そういった部分がしっかり、なぜそれをやっているのかというところが子育て家庭の方々や区民の方々に広く理解されるような啓発等についても意を用いてまいりたいと考えてございます。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。ぜひ区民の皆様の御理解が進むことも重要かと思しますので、よろしく願いいたします。

続きまして、129ページの子ども宅食プロジェクトのところでございますけども、これまでも少しずつ利用者も増えてきているということで、47ページのほうですかね、前のほうにもグラフがございましたけども、引き続き重要な事業だと思いますので、継続していただきたいと思ひますし、また、寄附をしてくださる皆様に感謝を申し上げたいと思ひます。

これまでも対象世帯を少しずつ拡充してきていただいていると思うんですけども、現在、物価高騰の影響が続いておりまして、より対象も広げていただくことが必要になっているのではないかなというふうに思っているんですけども、この点いかがでしょうか。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 子ども宅食プロジェクトでございますが、今、就学援助受給世帯と、児童扶養手当受給世帯を主に支援させていただいているところでございますけども、特に就学援助については15歳で終了するわけですから、15歳で子ども宅食の支給は終わるわけですね。ですが、15歳で貧困が終わるかという、そういうことではございませんので、区としましては、コンソーシアムとも協議しまして、限られたちょっと財源ではある、限られた補助金ではあるんですけども、限りある寄附のお金ではあるんですけども、16歳までは、中3世帯と我々言っていますけど、中3世帯までは拡充してトライアルでやってみようということで、令和5年から始めているところでございます。これがまた好評をいただいているところでございますので、引き続き、なるべくその高校生世代までも広く拡張できるところは拡

充していくというところは、今後、検討してまいりたいというところでございます。コンソーシアムの中で協議してまいりたいと考えてございます。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ぜひよろしく願いいたします。

最後に、今回、ちょっとこの計画と少し離れてしまうかと思うんですけども、こどもの権利条例のアンケートについてちょっとお伺いしたいと思うんですけども、この支援計画の中でも、子どもがしっかり声を上げていくこと、それを聴取することが大事であるということになっていきますけれども……。

（「いいです」と言う人あり）

○宮本委員 大丈夫ですか、すいません。今回のアンケート、はがきで全家庭にダイレクトメールをしていただいたということで、私の家にも届いたわけですけども、子どもたちが見ました。二人の子どもがいて、二人とも、当然、宛名が違うんですね。これ非常に大事なことでして、それぞれにちゃんと届いたということです。うちの子どもに限らず、ちょっとほかの家のお子さんにもお伺いしたんですけども、意見として、知らなかったと、こういった考え方があること自体、そういったお声でした。今後、そのアンケート調査で様々意見をまとめていかれると思うんですけども、やはりこういったことを、そのいただいた意見の中では、継続的にやっていただかないと子どもたちも分からないで終わる子どもたちが今後も続くのではないかとということで意見をいただいたんですね。本当にそのとおりでないと、やはりそういった継続性を持ったアンケート調査なんではないか、こういった全体に対しても聞いていくということが意識の変化にも必要なのかなと思いますし、そうした意味でも、いろんな仕組みづくりを進めていっていただけると思いますけども、いかがでしょうか。

○板倉委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 子どもの権利の関しまして、意識調査をやらしていただきました。11月10日までが締切りでして、8,700近くの回答をいただくことができたところでございます。これは条例をつくるに当たって、皆さんの認識であったりとか、そういったものを把握したい、それから、自由意見等も寄せていただきたい、そういったところもあるんですが、もう一つはやはり知っていただく機会である、大きな機会だなというふうに捉えたところでございます。今回は条例をつくる段階でございます。そういう意味では、非常にきめ細かくというんですかね、より幅広く意見をとれるような手法を選んだということでございます。

ます。

この子どもの権利そのものについての知っていただくその啓発につきましては、条例をつくった後も当然やっていきますし、そういった意味では、子どもの、文の京子ども月間というのを今年から始めてございます。9月から11月までをその月間ということで銘を打ちまして、ロゴマークもつくりまして、いろんな区の事業とか、一部商店街のほうのところにもお邪魔したりしてやっているところがございます。なので、様々な啓発の仕方があろうかと思っておりますので、様々な形、やり方の中で幅広く周知できればと思っております。

例えば、子ども月間のほうでは、子育てフェスティバルだとか、商店街の本郷百貨店祭りというお祭りであるとか、あと、昨日は11月、青少年健全育成会がやってます子どもまつりとかも参加いたしまして、こちらではシールアンケートで、イエス・ノーで知っていますかと聞くのをやりました。三つのイベントを通して、合計で1,092名の方にシールを貼っていただきまして、ほぼほぼ知っている・知らない五分五分で、本当に50%というところが出たものもございます。

それから、あと啓発も含めつつ、子どもたちの意見を直接聞きたいということで、今、動いている動きとしては、児童館のほうに実はお邪魔して、先日は千石西児童館のほうにお邪魔して、私どもが行って、子どもの権利のすごろくをやった後に、みんなでちょっと話してみようとか。これ12月もまた本駒南のほうでやるんですが、そういったことをやったり、あと、未就学の声も聞きたいということで、うちで持っています子育てひろば汐見のほうで、その保育の先生のほうにも協力いただいて、20名近くのお子さんに、ちょっとお話を聞いたりとか、あと、今、障害のある方にもということで、今週は一中のほうの特別支援学級のほうにお邪魔して、先生のほうから子どもの権利についての授業をした後でアンケートをみんなでとるみたいなことをやったりとか、そういったところで具体的な声を聞くアプローチもしているところがございます。

また、子どもの、前文をつくることに関しては、子どもの権利推進リーダーというものをこれから募集しまして、一緒に積み上げていきたいなというところがございます。また、それとは別に、中学生サミットのほうも今回、毎年12月と翌年7月で一つの帯で動かれているんですけど、その中でも、今回、子どもの権利をテーマにさせていただけるということなので、12月7日からのところで会合がありました。そこで外部講師も呼びまして、子ども権利の、子どもの権利についてのお話があった後、私どものほうからこういったことをみんなで考えてみませんかという課題を出したり、そういったところで中学生サミットのほうからも

子どもの権利について等身大の御意見をいただければというところでございます。また、b-lab（ビーラボ）のほうとも、10月にクイズサークルがあるので、そこでクイズをつくっていただきまして、それでクイズで遊んだ後に哲学対話というタイトルでちょっとこう話し込んだりとか、そんなところで、様々なところで自分事として皆さんが捉えていただけるような啓発に心がけているところでございます。

また、アンケートに関しましても、ウェブアンケートは来年度も一応予定してございますので、そういったところの中で様々な御意見を集めていって、条例の中にしっかり位置づけて子どもの権利をしっかり皆さんに知っていただく機会がつかればと考えているところでございます。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 今、子ども施策推進担当課長が答えたとおりでございますが、そこに、今計画の中にも初めて子育てフェスティバルを入れさせていただいております、この場所が子どもの意見を具体的に聞くというところでございますし、PDFでいうところの10ページ目のところに子どもの意見を聞くというようなことも加筆されておりますが、これらのことを総合的に合わせて計画の中で、今、課長が答弁したようなこともしっかりやっていくというところでございます。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ありがとうございます。具体的に取り組んでいただいている状況を確認できまして、本当に一生懸命やっただいただいているなということは分かりました。引き続き、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

○板倉委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 実は本日も1階のところで子ども家庭支援センターが主催なんですけど、児童虐待防止推進里親企画展というのを、午後からと明日一日やっています。そのところで子どもブースを出しております、イエス・ノーの、知っている・知らないのシールアンケートとか、ちょっと体験を書いていただくようなものとかも用意してございますので、ぜひお越しいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 最初に、今のちょっと議論の中で、こども誰でも通園制度について議論があって、軌を一にする私どもも認識を持っております。つまり、国の制度が8年度からやるとなって、

これについては懸念を、この間、本会議の一般質問で示しています。国はシステムを構築して、いつでも、どこでも、誰でもということですね、慣らし保育もやらないまま預けられるという、こういう枠組みについて、文京でも実証ということやってきているけども、現場の方からは懸念の声が出ていると思うんですね。だから、やっぱり拙速にやっぱり実施しないということが私たちは必要だというふうに思っておりますので、その点は意見を申し上げておきたいというふうに思います。

質問は、今度、子どもの権利条約の四つの原則について新たに追記をしたということがあって、そこも今日、議論になっているので、私たちもちょっと質問したいというふうに思っております。

四つの原則のうち、4ページ、実際のページでいうと4ページ、データは10ページですね。四つの原則の中で、子どもの意見の尊重というふうに書かれてある部分についてなんです。この内容については、子どもの権利条約の12条の内容に相当するものだというふうに理解をしています。これについては、12条というのは、実は後段がありましてね、子どもの意見の表明ということ権利だということであつたのが前段、12条の前段。後段というのは、こういうやつなんです。このため児童は、ちょっとはしよりますけども、児童は自己に影響を及ぼすあらゆる司法上、行政上の手続において、適当な団体を通じてとか、代理人を通じてとか、直接とかという方法が書いてあって、意見をということだと思っただけども、聴取される機会を与えられるというものになっているんですね。だから、これを一言で意見表明権というふうによくいうわけだけれども、この後段に相当する部分が、この今度の新たに加筆された四つの原則の四つ目の子どもの意見の尊重の部分では、残念ながら読み取れないというのがあるわけです。それはなぜかということ聞かなきゃいけないんですけども、実は国においては、この子どもの権利、子どもの意見表明権の12条についてね、子どもの権利条約が批准されて以降、九十何年だったかな、92年ぐらいですかね、批准されて以降、国において、この意見の表明という、子どもの意見表明権というのは、文科省の1994年の通知で、意見表明権を必ず反映させることまでを求めているものではないと、こういう通知が今も生きており、あるんです。これについて、これは相当前の話ですけども、この間、2年ぐらい前に、こども基本法というのが制定されましたけれども、その審議の資料、説明資料の中でも同様の認識が示されておりまして、その資料の中でこういうんですね、わがまま、子どものですよ、わがまままで全部聞いて、それを受け止めるということではないと。これはあるときの政府答弁なんだけれども、このこども基本法の説明資料の中にこういう記載があって、

これは、意見表明権ということと矛盾するんじゃないかということが議論されてきているわけでありまして。

文京で、今、条例づくりがされており、この計画の非常に前半の重要な部分に、今度、この四つの原則を書くときに、私としては、そういう国の認識ではなくて、子どもの意見表明権というのは、やはり、先ほど行政上という言葉も条約にもあるというのは示しましたけれども、一言で優しく言えば、子どもの意見表明権については、その反面、大人に全ての子どもの意見を聞く義務があるというふうに私は捉えて、そのことを正面から加筆する必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、それについて、この聞く義務があるということについて区はどう認識しているのか。

それから、こういった1994年の文科省の通知は、やはり現場を持っている自治体の皆さんの努力をね、今、先ほど宮本委員がいっぱい聞いていただきましたけれども、努力しているわけですよ、そういうふうに聞くね、取組を既に。そうすれば、文科省の1994年の必ずこの意見表明権を反映させることまで求めている、こういう認識は、やっぱり改めるべきだというふうに自治体からちゃんと言うべきだというふうに思いますけれども、いかがですかという点で答弁をいただいておりますというふうに思います。

○板倉委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 子どもの権利条約の四つの原則について、今回、計画のほうに盛り込んでいるところでございます。日本のほうは、今年、批准実は30周年という年になっています。条約ができて35年というところの中でございます。それで、これ、ここに記載するに当たっては、まず、この計画に記載するに当たっては、あまりたくさんの方は載せられないというのは、当然、紙面の限界がありますので、あと、分かりやすさということも考えた中で、実はこれユニセフのほうで紹介しているページがあって、そこが、今、我々の書いてある表現とほぼ同じなんでございまして、なので、このいわゆる条約の12条を端的に分かりやすく比較的コンパクトに書くとなると、こういったところの表現になるのかなと思っております。

後段の部分の表現も当然あるんですが、それで、今、委員のほうからも、こども基本法の話が出ました。こども基本法のほうでも、基本理念のところですね、第3条に基本理念のところがあって、まず、その中で四つのこの原則はしっかりうたっているんですが、その書き方の中で、まず一つが、全ての子どもは自分に関係する全ての事項に対して意見を表明する機会が確保されることと明確に書いてございます。その次に、次の号、第4号で、全ての子

どもは、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重される。その後、その最善の利益が優先して考慮されることということが書き加えられているところでございます。最善利益って考え方と、その意見の尊重というのを同時にこう示しているところでございます。これはどういう意味かといいますと、子どもの意見はもちろん尊重されるべきものではあるんですけど、その子どもにとって最もよいことを考えて物事は決めていくべきだという考え方が、もう一つ、一方ではございます。その中で、必ずしもその子どもの意見がそのまま言ったとおりに採用されないことも多々ある、子育てしていると分かるかなと思うんですけど、ゲームがしたいと言っていて、ゲームだけやらしていいかという、そういう話にも近いのかなと思うんですが、なので、必ずしも子どもの声そのまま採用されないこともあるという中で、子どもの声を受け止めた上で、大人とか社会がどう対応するかというのが、この国のほうの規定の中で意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることっていうところの中に示されているのかなというふうに理解しているところございまして、私どものほうで9月に、文教委員会のほうではございましたが、条例の骨子のほうをお示ししているところでございます。その中の9番目の項目で、子どもの意見等の表明と参加という項目がございまして、その中では、かいつまんで申し上げますと、子どもの意見等が尊重されること。区は機会の確保に努めること。それから、区とか保護者、そういった周りの大人たちも含めて、その活動において子どもの意見の反映等に努め、子どもの意見等の反映に努めることというのを挙げているところでございます。こういったところの考え方の中で、子どもの意見を聞く義務という表現があったのですが、私どもの理解としては、条例の案の中では、子どもの意見を尊重して、その反映に努めるという表現の中で記載しているというような理解でございます。

また、条例制定後は、この条例の中身に基づいて、各課で事業とか計画を行う際には、それぞれの分野で、内容とか、子どもの関わる度合いを踏まえて、子どもの意見を聞くための適切な対応を行っていくものとなるかと理解してございます。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 答弁いただきましたけども、私、子育て論の一般論を言っているわけじゃないんですね。先ほど、この権利条約の12条の後段というのは、児童は行政上の手続において国内法の手続規則に合致する方法により直接代理人もしくは適当な団体を通じて意見を聴取される機会を与えられるということなんです。だから、そのことを正面からうたうという、うたっていないけども、今回、ユニセフの説明に準拠して加筆した部分には、行政上の手続とし

て、そういうのをちゃんと聞くんだと、それから、最後にお示しあった素案の中でもね、意見の表明、参加、納得ですか、そういう形でそういうふうを受け止めてやるんだと、文京区としてね。聞くことを手続としてもやるんだということも、この尊重とっている書き込みの中には込められているんだと。そういうことをきちっと答弁するべきだというふうに思うんですよ。そういう理解でいいですね。

○板倉委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 繰り返しになってしまうかもしれませんが、子どもの、ああ、ごめんなさい、条例の骨子の中でも、子どもの意見の表明と参加という項目で、しっかりと子どもの意見等が尊重されること、区は機会の確保に努めること、また、区、その他、社会、大人たちという表現でいいと思うんですけど、その活動において子どもの意見等の反映に努めることというものを明確に上げていきますので、そういった御理解をいただければと思います。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 まあ、これからも条例づくりの質疑がありますので、この議論はさらに私たちとしては、大人もしくは行政にとっては、子どもの意見の表明権を尊重するという以上、聞く義務があるということは明確にしておくべきだというふうに思いますので、そのことは改めてまた今日は言っておきたいと思います。

それで、ページで言うと、拾ったページが本物のページのほうを拾っちゃったんですけど、14ページのこの新しい体制表、それとか、先ほど59ページで四つの視点ということで宮本委員も触れられていましたけども、そこに共通して、重層的支援整備事業でいいですね、このことは書かれておりますね。体制表にも書かれています。ちょっと私、疑問なのは、体制表上は福祉部のところにこのことが書かれてあって、それで、この59ページのほうは四つの視点で子ども施策全体の大きな視点の一つというふうに位置づけられているわけですね。それで、今回、公表されている来年度の重点施策においても項目が挙げられていて、来年度の予算の事業額としては7億6,000万円ぐらい計上されているという形になっているんです。それで、その中身はね、事業費の中身は、事前にこれちょっと所管の福祉政策課長さんに聞いたんですけども、既存の事業を取りまとめて事業費はつくられていると。だから新しい予算枠というんですか、ではないんだと。確かに、継続だったかな、新規じゃないんですね。重点施策の中でね。それで、「文の京」総合戦略の事業費に出ている部分を見ても、事業費は計画期間通じてゼロ円なんですね。ということになりますと、子ども、この施策の中におい

て、いろいろ書き込みが重層的支援整備事業というふうにかかれてはいるんだけど、新たな施策、もしくは新たな予算を持った施策を少なくとも7年度についてはやる準備はされていないという、そういうことでいいんですか。子ども施策における重層的支援整備の意味というのは、私は予算をもって初めてやっぱりやりますよってことになると思うんだけど、どうなっているんでしょうか。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 ちょっと今、所管課の課長がいないので、なかなか私のほうで答弁しづらい部分もあるんですけども、重層的支援整備体制事業というのは、福祉政策課はあくまで事務局としての立ち位置でございまして、個々の事業の、子育て支援課、子ども施策であれば、この計画の中にある全てのことの個々の事業で重層的支援整備体制事業をなすというふうな位置づけでございます。ですので、予算化として、その福祉部のほうがとっている7億円の中に、一部、子ども家庭支援センターの事業が含まれているものもございまして、それぞれ行っている様々な子育て支援関係の費用については、重層的支援体制事業の予算に含まれず、それぞれ独自に予算を作成しているものでございます。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 総務区民委員会でこの質疑ができないので、今、やっているんですよ。所管の課長がここしかいないんですよ。

それで、重層的支援整備事業というのは、財政制度から見ると、今までの一般会計から特別会計に繰り出ししてやっていたという枠組みを超えて、今度は、私が聞いている範囲では、介護保険会計から、特別会計からお金を持ってきてやると、そういう流れのものも含まれるということになっているんですね。したがって、子どもの最善ということで、この分野でいろんな体制整備も行いながら施策を展開するという点では、やはり予算付けということをきちっとやると。新たなことが必要であればね。そういう流れの、もうちょっと異質なものだというふうには感じるんだけど、今の課長さん答弁では、一部入っている、来年度もその事業費の中に一部入っているということなので、この点についてはさらに確認をしていきたいと思っておりますけども、そういう意見を私たちは持っている。子ども最善というんだったら、きちっと予算をとって、示して、事業をね、やっていくことが必要だろうというふうに思いますということです。

それから、34ページ、データは40ページですね。今日、差し替えがあったところのことなんです。私も差し替える前は、子どもの貧困の状況を個別に把握していますって、これ具体

的にどうやっているんですかというのを聞こうと思っていたんですよ。そうしたら、今朝、宅食プロジェクトと児童扶養手当と就学援助などみたいな感じで差し替えがあったので、まあ、そうなのねということなんです。ただ、これについては私たち、この間、聞いておきますけど、つまり、一言で言うと統計的に把握しないんですかと。全体性を把握しないんですかというようなのを聞いたんですね。それで、ページ飛びますけど51ページ、実際のページ50ページへ行くと、経済的負担が子育てで大きいという比率が、やっぱりじわじわじわじわ増えているわけですね。例えば統計的に把握しようと思うと、私たちが提起してきたのは、例えば住宅・土地統計調査とか、これは年収300万円満たない層がじわじわ増えているとかね、これは前、これはちょっと古いですけど、2019年のときに聞いたら、統計の結果は5年ごとで2年後ぐらいに出てくるので順次発表されますと。その後、これ、区として把握しているんですかというのを確認したいのが一点。

それから、ほかにも統計的にはありましてね、最近、これ明らかになったんだけど、東京都水道局の水道停止件数というのが、今、話題になっているんです。都内で急増している。それで23区では、全体では、2021年度比で22年度は1.99倍、2023年は1.77倍ということで、急増していると。これちょっと東京都の統計のつくり方で、文京区だけの数字というのはちょっと出てないようなんですが、文京区と台東区を合わせた場合、2021年度水道停止件数というのは2,214件だったものが、2023年度には4,984件ということで、倍以上になっているんですよ。これ全部台東区というわけにはいかないと思うんですね。東京都の水道事業というのは、検針員が料金未払いのお宅を複数回にわたって訪問し、生活困窮の実態を把握した上で、分割払いなども提案しながら福祉行政につなぐ役割も果たしてきたんだけど、22年度以降、業務の効率化と称して簡易なやり方で停止するということが行われている。こういう変化があることを踏まえた数値なんだけども、いずれにしても、生活困窮ということがこういう形で広がっているというのは、明確に統計的に全体性として捉えられる。そういうものを計画上もしっかり私は明記するべきだと改めて思うんだけど、住宅・土地統計調査のことは従前から言ってきました。水道局の停止件数というのは初めて、本当に初めて分かったんで紹介するんだけど、個別の把握にとどまらずに、統計的、全体的な把握が私は必要だと思うんですけども、いかがですか。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 委員おっしゃった個々の事業のところについては、我々は数字は持っておりませんが、子育て家庭というところに限った数値があるかどうかは我々としても

把握しておりません。ですが、やはりその水道の停止件数にしても、その住宅の部分についても、児童扶養手当という所得を見ているというところではしっかり我々は把握しているというふうに考えております。さらにその把握だけにとどまらず、さらに直接的な支援を行っているというところについては、我々、子ども宅食プロジェクトもそうですし、児童扶養手当についてもそうですが、直接、御支援の手があるということをお知らせするようなすべは持っておりますので、そういった方法をやる予定はございません、やるような考えはございません。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 例えば今日、差し替えに付け加えられた事業の三つというのは、いずれも申請による施策でしょう。違う、一方的にやる児童扶養手当ですか、違うんですか。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 児童扶養手当につきましては、我々のほうで所得を毎年6月に見た上で、必要になる家庭に全数配付しております、その中で子ども宅食プロジェクトの案内であるとか、様々な子育て家庭の支援の案内なんかをさせていただいているところです。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 だから、児童扶養手当もお知らせするけど、その上で申請を受け付けるわけでしょう。申請主義なんですよ。だから、そういう把握の仕方のほかに、全体性を捉える統計的な、もしくは別のもっと広いデータでの捉え方が必要なんじゃないかというふうに私は申し上げているわけでありまして。これは全体に関わる、子ども施策全体に関わる施策なのでね、そういうやり方も必要じゃないかということでもあります。この貧困率の捉え方では、私は不十分だというふうに思いますので、そのことは申し上げておきたい。

そして51ページ、ここが、先ほどもちょっと触れましたけれども、子育て世帯、子育てに伴う経済的な負担が大きいと感じると、これが要するに増えているよということが統計的に示されているわけですね。

そこで私たちは、日本共産党区議団は、改選後、区議選が終わった後、2年間余りの論戦の中で、学校における保護者の負担を軽減・解消しようということで、学校給食費の次は教材費とか副教材費とかですね、校外学習の費用、どれぐらいかかっているのかというようなことを聞いてきました。それで、これは無償化を求めた場合の答弁というのは、この間の小林れい子議員の教育長の答弁ですね。副教材の無償化については、子育て世帯の支援の枠組みの中で検討すべき課題だと、施策全体の中で検討すべき課題だという答弁なんですよ、教

育長の。そこでね、この数字、負担の額というのは、三つぐらい、この間、明らかになっている。中学校のほうはちょっとはしょって小学生だけでいいますと、文科省の令和3年の調査では63万円、6年間でね。2003年の決算の総括答弁では、これ教材費という捉え方をすると4万2,000円だったんだけど、今度の2024年の決算の総括答弁では、小学校6年で11万2,000円ということは分かっております。これは、この経済的な負担が大きいと感じると、こういう声を拾っている、出ているわけですから、子育てをする上での不安や悩みということを出ているわけですから、不安や悩みを抱えている中学生保護者の増加ということを出ているわけですから、今、小学生の数字しか言いませんでしたけども、中学校3年間では、今回の決算総括では10万7,000円と出ています。こういうものを解消していく。少なくとも研究ぐらいは、子育て施策全体の中で始まっているということにはなっているんですか、どうなんですか。

○板倉委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 教育長答弁のとおりではございますが、教育委員会としても、給食の無償化から始めて、その他、国立・私立の方への給付事業、区長部局でも、この間、様々な事業を実施しているところでございます。この調査の結果にもあるように、やはりその子育て世帯の中で、いろいろその悩みの中で、そういったことがあるというのは当然承知はしております。その中で、どういった事業をチョイスしていくか、選択していくかというところは、常に我々としても考えてはいるところでございます。ただ、その財源等の問題もございまして、そういったところは区長部局等も含めて幅広く検討を進めていくべきものということではございますので、そういった形で、今後も必要に応じたというようなところで対応というものは精査していくべきものと考えてございます。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 じゃあ、今、検討しているんですか、していないんですか。どっちなんですか。

○板倉委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 教育委員会で、ちょっと区長部局のほうの詳細は分かりませんが、教育委員会としては、そういったことはきちんと検討はしているという状況でございます。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 今、学務課長が答弁したとおりでございますが、区長部局においても、限られた財源の中で必要な措置を子育て支援家庭において行っていくということでございまして、都度、協議しながら、何をするのが一番ベストかということを考えているところで

ございます。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 じゃあ、検討はぜひ進めていただいて、実現に向けて頑張ってください。

検討する中で、ちょっともう一つ、今度の施策の計画の中でも、131ページまでいきますと、データのページは137ですね。学校給食費の支援事業ということで、無償化をやっていただきましたと。それで、文京区の学校給食の無償化の給食費の単価の状況について、足立区の教育委員会が東京都の自治体のことを調べている。ちょっと結論から言いますと、文京区のこの給食費の単価、1食当たりの単価というのは、例えば23区の中で、低学年の単価というのは下から数えて4番目、これ260円ということになるんだけど、これは近年、物価高騰の中で、各区がみんなアップしていますよね。文京区もアップしているんだけど、23区で比較するとね、アップがちょっと足りないんじゃないかというふうに思うんです。

それで、具体的に低学年のところだけ言いますと、文京区は260円、1食ね。それから、文京区より下の単価というのは、世田谷区が244円、豊島区が260円と同じ、あと江戸川区が250円。あとの区はみんな高い、もっと上回っているんですよ、260円。それでね、この給食費無償化の事業は、当然、ここの記載にあるように、食物や無償化をすることを通じて経済的な負担を軽減するということなんだけど、当然、食の質、食育というのは、もう織り込み済みの事業になっていると思うんですね。したがって、この間、努力して単価をアップしてきたけれども、さらなる単価のアップが必要になってきていると。23区の中で、食材の調達っていろいろやり方があると思いますけれども、文京区は地元からなるべく買うということで頑張っていますよね。そうすると、そういう問題にも波及するんだけど、こういうデータが、これ各教育委員会に協力していただいて調査しているんで、教育局のほうも知っていると思うんだけど、データをよくちょっと見ていただいてね、来年度の予算編成にすぐ反映させるべきだと私は思うんだけど、いかがですか。

（「委員長、動議」と言う人あり）

○板倉委員長 答弁もらいます。

中川学務課長。

○中川学務課長 給食費の部分については、先日の決算審査特別委員会のほうでも私のほうで答弁をさせていただいてございます。物価高騰であったり、そういう高止まり傾向というのはあるのも分かっていますし、他区の状況とかも見ていかなきゃならないというところも当然承知はしております。現在、学校給食費検討委員会ということで、学校の校長であったり

栄養職員、そういった方たちと協議も進めているところでございますので、今後、そういった給食費の単価の検討も含めて手だて講じてまいりますというところでは、前回の答弁と方向性としては変わってございません。

○板倉委員長 ちょっと待って、山田委員、金子委員の質問についてなんですか。

○山田委員 はい、すいません。

ちょっと委員長に御提案なんです。進行についてなんですけれど、先ほど来から聞いてまして、ちょっと気にはなっていたんですが、ただいまの、例えば給食費の単価の質問とか、この事業の中身に関する質問になってくると、それぞれのところでそれを質問していたら大変時間がかかるわけです。だから、ここは計画のまとめということなので、その辺の質問を委員長のほうで採択するのかなどを判断していただきたいなということです。

（「みんなが全部やっていたら切りがない」と言う人あり）

○板倉委員長 ただ、中間のまとめですから、まだ意見としては、いろいろ皆さんの意見がまだ入る可能性としてはあると思うので、様々意見出していただくのは必要だというふうに思います。そこは皆さん、質問、考えていただきながら進めていきたいと思いますので、金子委員も、そろそろまとめていただきたいと思います。

はい。

○金子委員 全部の事業について質問しているわけじゃないのでね、そこは誤解しないでくださいよ。

それで、もう一つ聞いておきたいのは、時間も委員長からそういうことなので協力いたしますが、育成室の待機児童の解消のところですね、先ほど上田委員に質問していただいたんで分かりました。40人定員にしてね、この新設の数、部屋の数ね、用意しているというのは分かりました。さらに、やっぱり質の点でもう一点だけね、私、聞いておきたいんですけども、質を、保育の質を担保する上で、放課後児童支援員の2名以上の配置というのが、これは法律上も全国的にも課題になっていて、それで文京区では単独育成室の場合には3人にしましたよというような動きがあるというのも承知しています。だから、それは頑張っているというふうに一言で言って評価できると思うんですね。

課題になっているのは、この放課後児童支援員の人件費、これを運営費の一部として国が国庫から出すようになったと、補助基準額に人件費も加味した形で運営費が出されるようになる。これは今年度からのやり方になって、これも前進だとは思いますが。ただ、保育の制度から考えた場合に、認可保育の場合は公費の中の約8割が人件費ですと、これは国が説明

して、これで保育の質を担保するんだというつくりになっているのに比べて、学童保育についてはね、この運営費の中の人件費率についての説明や、人件費率を示す仕組みがまだ不十分でないという状況があるというふうに思うんですね。だから、学童保育をつくり上げてきて頑張ってきて、そういう2とか3とか正規で配置するよというふうに頑張っている。そういう自治体からこそね、人件費がきちっと幾らなんだということを示せる仕組みを言えると思うんですよ、実績あるわけですから、2とか3とかにしてやっているわけですから。その点について、所管の課長さんとして、今のそういう運営費の仕組みの今年の最新の状況を見てどのような認識を持っているのか聞いておきたいということでもあります。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 公設の育成室の区の職員の人件費、それから、民営事業者の委託料の部分につきましては、そこを合算をして国からの補助を3分の1いただいている状況でございます。この民営の委託料のうち、我々も試算をいたしまして、民営の委託料のうち、含まれている人件費の割合は大体8割弱ぐらいというのはいただいている提案資料、見積書のほうで確認をしているところでございます。このほか、人件費に係る補助メニューといたしましては、障害児保育に担う部分の人件費ですとか、あとは、給与が過去から遡って上がった部分については、キャリアアップ支援、処遇改善ですね、処遇改善に関する費用ですとか補助ですとか、こういったものがございますので、これらによって様々補助メニューがございますので、適切な補助を受けることで、引き続き、民営事業者の労働環境が適切に図られるように進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 分かりました。そうすると、こうやって聞くとね、だから8割で見積もって委託していますよというのが分かるわけだから、その点についての今後は確認が必要になると思います、課題としてはね。それと、おおむね40人って言っている定員がね、今、1割増しの44人ぐらいのところ収まるように努力しているというのは聞いていますので、少なくともそういう形で、待機児童解消へきちっと邁進していただくことを改めてお願いして、この質問は終わりということにしたいと思います。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 私からは、前回の委員会でもお示しいただいた検討状況というのを、これと質問は、そのときにすればいいことであって、今回とはかぶらないようにという、そういった視点で今回の中間のまとめを見させていただきました。全体的に、非常に見やすく仕上がって

いるなというのが私からの感想です。今回は、前回お示しいただかなかった第5章の計画の体系・計画事業というところが表になってばんと入ってきたんですけど、ここをよく見させていただいたんですが、平成30年につくられたときの資料と変わっているところというのは、各所管課が入っている、名前がしっかり、道路課とか入っているところ、私、それが大変素晴らしいなって今回思いました。178ページぐらいありますよね、あるこの分厚い資料の中で、そういった見せ方、体系、見せ方とか、あとは文章のところも、どこだったっけな、31ページ、PDFの31ページからの計画の進行管理というところ、その下、全体とかあってあるんですけども、各項目に見出しを追加してくれましたよね。データとか、棒グラフとか、折れ線グラフがあるところ。あれも、ただ単にそのデータや図があるだけではなかなか入っていないんですよ。でも、ぼんって減少傾向にあるとか、その一言のコメントが入っていると、さらにそのデータを見ていこうという気持ちになるなって。何かそういった意味で、文章のところにはそういうめり張りがあって、また、表でつくった体系のところも非常に横との横串を刺してという言い方、我々議会でも言いますけれども、そのところがはっきり見えてきて、今回の支援計画というのは非常に、この子育てというものが全庁で取り組んでいますよというものに仕上がったんじゃないかというところは、大変な御苦勞をしてくださったのではないかと、職員の皆さんにも本当に感謝申し上げます。

それで、よく見ていった中で、前回、私からちょっと意見を言わせていただいた多文化共生という視点というのはどうなんでしょうと。これは、いろいろな各部門で多文化という意味では課題もあることから、区長の答弁でも以前ありましたように、区の課題の一つであると捉えていると。そういったときに、この体系のところ、計画事業のところを見ていったときに、多文化共生を意識しているような項目が読めないなというふうに思いました。これというのは、もしかしたら事業の中にそれぞれ織り込まれている部分もあるのかもしれませんが、例えば、ダイバーシティ推進とかの所管の中で子ども・子育て支援という意味での多文化共生あると思うんですね。小学校や中学校、高校でのこと、いろいろと踏まえて、外国人の子と付き合ったりとか、もちろん日本語指導員もそうなんですけれども、やはりそういった所管、ダイバーシティの所管とかがちょっと見えてこなかったというのは、どうしてかなってちょっと一点思いました。まずそこまでのところ教えてください。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 委員御指摘のところ、様々な分かりやすくというところは、今回特に意識をしたところですし、子どもの意見を聞くという観点では、そういった部分の一文を

簡単にコンパクトにまとめるという部分でも、意を尽くしてまいったところがございますので、ありがたくお褒めの言葉は頂戴したいと思います。

その上で、多文化共生の観点でございますが、PDFの27ページの計画の基本理念・基本目標のところ、そのようなことも含めた、多文化共生を意識した表現を記載しているところではございますが、その中にやはり地域共生社会といったような表現が使われておりますが、多文化共生という表現はございませんし、そういったところについては、やはり委員御指摘のとおり、もう少し書き足しをしてもいいのではないかなと、今、お話を聞いて思ったところがございます。

やはり、それぞれの事業に落とし込まれているとはいえ、やはり一番根本となる第1章、第2章のところ、しっかり目に見える形でお示しすることがちょっと肝要かなと、今、思っているところがございますので、これについては、若干の表現になるかもしれませんが、何か、今、子どもと子育てを取り巻く環境の中に外国人だとか様々な要素が入っている中で、その意識をやはり持たなければならないと改めて思いましたので、ちょっとここについては検討したいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。多文化共生って言ったら、じゃあ、子ども・子育ての中でそういった視点でやっていくのか、それともダイバーの中で、その子ども・子育てというような捉え方で、ダイバーのほうでその視点を持っていくのかとか、どっちかが例えばやっているの的になっていってしまうと、やはり、何というんでしょうか、落としてしまうというのがちょっと危惧があると思いますので、その辺はしっかりと所管と話し合っって進めていくべきところではないかなというふうに思いました。ありがとうございます。

そして、時間大丈夫ですかね。次に、私がちょっとお聞きしたかったのが、PDFのページでいうと35ページです。ここで新たに追加したというところで、私もこのところ、はっと思ったんですが、有配偶出生率というところがあります、推移というのがあります。今まで有配偶出生率というのをこうやって見たことがなかったかなというふうに思ったんですけども、これを出してきた、このデータを出してきた狙いというのはどういうところにあるのかなというのをお聞きしたい。

といいますのは、有配偶出生率があれば、配偶者がなくしてお子さんを産んでいる、いらっしゃる方もいて、その率というのものもあるわけじゃないですか。そうすると、例えば、それぞれに支援を受けるものというのが、サービス、期待するサービスというのがやっぱり変わ

ってくると思うんですね。なので、実際にデータがあるのか、配偶者がいない方たちですね。データがあるのかどうかは分からないけれども、この出生率の推移、有配偶を載せたところの意図を教えてくださいと思います。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 これまでこの計画においては、PDFの34ページにあるとおり、合計特殊出生率及び出生数の推移ということで、これまで人口推計や様々なデータで使っていたわけでございます。今回、文京区の、ここは令和4年度までしか載っておりませんが、令和5年度の出生率は1.12ということで出ておりまして、全国平均とさほど変わらない数字で文京区はきているんですけども、一方、東京都においては0.99という数字で公表がされております。これを基に各報道等では、東京都は出生数が少ないのではないかというような意見がちょっと少し出ていたことがございました。ですが、その部分は、我々文京区としてはそうではないのかなと思っております。東京都の合計特殊出生率という観点で見ますと、全国平均に比べて低い数字が出ているのは事実でございますが、単純に少子化が東京都で進んでいるかというところではなく、文京区でも少子化が進んでいるとはちょっと言い難いと思っております。都では、様々な若年層が流入してくることでの女性の数が増えて、結果的に出生率の分母が大きくなることから、出生率が0.99というような数字に出てきているものと考えております。

また、この有配偶出生率の推移という観点で見ると、全国平均より出生率が下回っているにもかかわらず、有配偶出生率については全国平均よりやや高い数字が、令和2年の数字が出ておりますので、そういったことも踏まえまして、東京都の出生に関する課題というのは、文京区においてもですが、全国とは異なる特性を持つというふうに判断しておりまして、あえてこの部分の載せることで、文京区の少子化の取組、あるいは東京都の取組についての区民の皆様の御意見に対して、少しここはお示しをすることで、出生数が、出生率が、出生数が少ないというようなところについての見解を少しまとめたところでございます。

ただ、この表について見ると、そこまで読み取れないので、この部分については、どういう意図でこれを載せたかということについては、恐らく委員の御指摘は、多分、そういうところだろうと思っておりますので、そこも少し丁寧に書き込む形でちょっと調整をしたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 12時になりました。休憩に入ります。

午後 12時00分 休憩

午後 12時57分 再開

○板倉委員長 それでは、時間前ですが、皆さんおそろいですので、再開をいたします。

では、山田委員の質問からです。

○山田委員 有配偶出生率のところでしたけれども、今、御答弁いただきまして、ありがとうございます。お聞きしていたところで、私、ちょっと感じたのが、せっかくなので、ここに文京区のデータって落とし込めるのかなって。これ、今、東京都と全国ですよ。それが思ったのと、それから、あと、令和2年で終わっていますけれども、この後、コロナがあったりとか、そして、コロナが終わってからと、どこまでとれるかは分からないけれども、せっかくだしたら、この後のデータがあれば、そこも盛り込んでいただきたいなというふうに思います。

それと、あと、コメントとして、文京区の傾向というんですかね、それが一言、この上に出生数と同様に減少してあるのは、これ全体的に見てそれは分かるんですけども、その中でさっき課長が御答弁した文京区での傾向というのを細かに、細かじゃない、簡単に入るとなおいんじゃないかなというふうに、この視点というのは、結構、すばらしい視点だなと思ったんですね。だから、そういうふうに入れることで役立てていただければなというふうに思いましたので、そこだけお願いいたします。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 御意見ありがとうございます。実は、この有配偶出生率は都までしかとっていないということもございまして、区の部分を載せられないところはあるんですけども、一般的な傾向としてというところもちょっと載せるかどうかについては検討したいと思います。また、最新版の有配偶出生率の令和5年度版が出ていると思われまますので、それについては掲載のほうを検討したいと思います。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 すいません。今、いただいた御答弁で、都のほうでデータを持っているというのは……。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 この有配偶出生率の推移については、東京都までの推移のみでございまして、各23区含めた市区町村、区市町村までのデータはないということでございます。

（「なるほど」と言う人あり）

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 市区町村からのデータがあるから東京都としてあるのかなというふうに思ったんですけども、要は各自治体からデータは上げていない、ですよ。でも、じゃあ、東京都では、どういうふうに分かっているのかなと。医療機関か何かからなのかな。だから、例えば医療機関だったら、例えば文京区民が港区で産む場合もあるとか、そういった意味でということなんですかね。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 ちょっと今、ちょっとその辺の根拠を持ち合わせておりませんので、そこを含めて、掲載についてですね、データがもし見つければ、その掲載を検討したいというふうに存じます。

（「分かりました」と言う人あり）

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 分かりました。こういった出生率は、例えば配偶者がある・ないで、またすごく個人情報としても問題ある場合もある。なので、なかなかこれを追っかけていくのは大変です。なので、そこまで分からない部分を追っかけていくのは大変ですので、そこまでは結構ですが、先ほど答弁であった文京区の傾向としてとおっしゃった部分は加えられるといいんじゃないかなというふうに思っています。ありがとうございます。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 本当に多岐にわたって計画をつくっていただいてね、これについては本当に御努力を感謝したいと思います。

それで、実は私、先日、学童保育の関係の指導員の方とお話する機会がありまして、この子育て支援計画の中に子どもの権利というものが、非常に、今、議論もされているし、重視、尊重されなければならないということが言われているというふうに伺いました。その中で、子どもの権利条約の中には大きく、本当に必要なことで、命を守るということがあります。その中で文京区でも見相をつくっていくとか、あるいは様々な支援体制をつくるというふうに言われています。これは本当に小さなことで、数字の上でね、まだ検証の数字は出ていないんですけども、言われていたのが、保育園とか、あるいは学童保育の父母の会、あるいは父母会の活動が、これが子どもたちへの児童虐待の少しでも数字、あるいは実数を減らすことにつながっているのではないかということなわけなんです。これは、端的に言えば、孤立ですよ。孤独、孤立、子育てによる孤立、孤独を少しでもなくす、共有するということが言われているように思います。

その中で、文京区、今回、この計画ありますけれども、その中に、こうした父母の会、あるいは父母会の活動というものが、直接は予算を伴うものじゃないわけですから、書かれてないわけですが、どのように現状としてはお考えになっているのか、位置づけられているのかということをお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 区立保育園の父母の会をちょっと例にして御説明しますと、区立保育園全園に父母会があるわけではなくて、最近ではちょっと関係性の希薄化から解散する園も実はありまして、全園あるわけではないんですけれども、やはりコロナ禍を経て、地域での関係性の希薄化というのが言われていまして、やはり子育て世帯の孤立化というのが、保育園から見ても感じ取られるというような状況でございます。そういった意味では、その地域でのつながりという意味で、父母会に参加することでいろんな子育ての悩みを共有して孤立化を防ぐという大きな意味合いもあるかなというところなんですけども、そういった意味で、ちょっと最近、解散する父母会もちよっと増えていることもありますし、あと、任意団体ということもあって、なかなか区からこうしようとか、そういったことはなかなか言うことは難しい部分があるので、そういった父母の会の連合会との意見交換というのをやっていますので、そういったところで話を行っていたりとか、してみたりとか、そういったことを取り組んでいきたいなというふうに考えております。なので、計画の中に載せるというところまでは、なかなか今の段階ではちょっと難しいのかなというふうな認識でおります。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 育成室におきましても、今年、10か所、新設の育成室ができましたが、その一部は、まだ父母会が出来上がってないというふうに聞いていますが、それ以外のほとんどの育成室では父母会が立ち上がっております。育成室の活動は、当然、その父母会の、育成室の職員だけでなく、その父母会によるサポート、例えば、おやつ代の徴収ですとか、イベントの実施だとかというのは父母会の活動がすごく大いに役立っているというふうには認識をしているところでございます。

このほか、文京区には学童保育連絡協議会がございまして、そこに父母会のほうも多く加盟をしているところでございますので、区連協のサポートですとか、区職員のほうからも、引き続き父母会とも連携をとって、しっかり育成室の活動、虐待の防止にもつながることにもなると思いますので、職員にはしっかり伝えていきたいというふうに思います。今、幼児保育課長答弁したとおり、計画に載せる考えはございませんが、引き続き、父母会の活動は

区としても支援してまいりたいというふうに考えております。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 ありがとうございます。計画にはなかなか難しいと思うんですが、ぜひね、今後のことも考えていただきたいというふうに思います。というのは、例えば区連協みたいに、対行政ということでの集まりではなく、今、私が言っているのは、一つ一つの学童保育であったり、保育園であったりするところの親たちが横のつながりができると、随分、話し合うとか、いろんな行事を行うことによって、子どもたちも当然仲良くなったりとか、あるいは親たち同士が話し合える、あるいは交流し合えるという関係ができれば、随分違うんじゃないかというふうに思うんですね。これは私自身の経験でもありますけれども、と思うんです。

一方でね、一方で、言われるとおり、保護者の方の中、特にお母さんの例を出して言えば、仕事が大変ね、職場でいろんな役をもらったとか、仕事の責任を持つとか等々含めてね、なかなか大変だと。そういう中で父母会の活動をやるというのも、冗談じゃないよというような声がある、これも伺っています。伺っています、確かにね。そういう困難性はもちろんあるんですけども、本当に地域で、あるいはそれぞれ保育園なら保育園で一緒になった保護者の方が横でつながれるようなことを、やっぱり僕は区として何らかの推奨をぜひ進めていただきたいというふうに思うんですね。そうすることが、結果としては、私は本当に1件、2件かも分からないですよ、分からないですけども、少しでも児童虐待なりへの件数なりが、私は少しでも改善されるんじゃないかなという期待があるわけ。ですから、もしね、ちょっと今後ね、子育て支援計画に位置づけていくのであれば、もちろん任意団体ですから、予算がなかなか難しい、それは分かりますけれども、今後としては私は必要じゃないかなというふうに思うんですが、もしよろしければ専門家の御意見を。

○板倉委員長 栗山児童相談所開設準備担当部長。

○栗山児童相談所開設準備担当部長 御質問ありがとうございます。児童虐待は特別な家に特別な形で訪れるわけではなくて、もうどこの家庭でも起き得るといったところが、今、児童相談所が認識している課題でございます。今、委員がおっしゃってくださったような地域でそのような活動をしていただくことは、やがて私たちが本来求めている、目指している、文京虐待発生ゼロを目指すには、やはり大切な活動かと思っています。児童相談所はどこまでお手伝いできるか、まだ開設の前でございますので、軽はずみなお約束はできませんが、例えばお声をかけていただければ、虐待の未然防止のことも含めて、こども家庭センターとともに動いていければいいなというふうには思っているところでございます。どうもありがと

うございます。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 ありがとうございます。ぜひ今後ね、私は直接予算計上なくても、位置づけというところについて言えば、ぜひ御検討というか、むしろ私は区としては推奨していただきたいというふうに思います。

それから、もう一つは、今日は西村委員お休みですが、私と西村さんが一番話が合う食の問題なんですけれども、この計画でいえば86ページあたりから、食を通じた子どもの成長ということが言われています。食べることというのは本当に、今、大切というか、重要な課題だろうというふうに思うんですね。その中で、ここのページで言えば1-2-7以下、保護者の、やっぱり保護者の理解がないと子どもたちへの食の推進といいますかね、ある意味、好き嫌いであったりとか、栄養価であったりとかということが、なかなか保護者の理解というのが私は必要ではないかというふうに思います。それから、その下の食育サポーターを養成したというふうに、今日は所管の方お見えになっていないので、ちょっと事前にお話を聞いたら、野菜ソムリエの方に講習を伺って、昨年度は24人の方が、子どもたちがね、調理実習をしたり勉強したりして野菜について理解をしたというふうに伺っています。それから、その下の和食の推進というようなことでいえば、これはちょっとお伺いしたいんですけども、自治体間の交流にも生かされるというふうになっています。

で、質問というのは、この食を通じて子どもたちの成長、それから育成を図ることが、やっぱりとても重要だというふうに思うんですね。それぞれ、いや、行われているとは思いますが、せつかくですから、そのことの意味です。食を通じて子どもたち自身が成長して健康になっていくということの意味、意味合いです。そういうことを、やっぱり子どもたち自身に理解をしてもらうというようなことも私は必要じゃないかなというふうに常に思っているんです。ですから、できればぜひこうしたことを強化をしていただきたいということと併せて、ちょっと現状についてお伺いしたいと思います。

○板倉委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 今、委員のほうがおっしゃられた中で、和食の日の推進事業、こちら教育委員会のほうで実施をしているところがございます。特に区と協定を締結している自治体の農産物を使用するというところで、毎年、交流自治体のほうで食材というものを利用した給食の提供ということを実施しております。昨年度で申し上げますと、盛岡市のほうからお米とみそですね、こちらを調達いたしまして、全校の給食で活用させていただいております。教育

委員会としても、その交流自治体の給食を食べるといふ、交流自治体の食材を食べるといふようなところにとどまらず、その自治体のことも知ってもらおう。例えば、その盛岡ってどういうところなんだろうとか、どういう行事、イベントがあるとか、あと、区との関わりでいえば、何で文京区と友好都市という形で交流することになったのかとか、そういったところを含めた幅広い子どもの成長というようなところで、食育プラスアルファというようなところは考えながら事業のほうは実施しているところでございます。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 ありがとうございます。ここに全般の話もあるんですが、ちょっと和食の日というのが具体的に出ていますので、ちょっとここで話をさせていただきますが、魚沼産のコシヒカリを給食に取り入れていただいて、これ、栄養士の先生が非常に白米を食べる意味を必ず給食の和食の日のときに子どもたちに教えていらっしゃいます。なおかつ、それがなぜ魚沼産というか、新潟のあの地域で採れる白米というものがおいしいのか、実際食べてごらん、そうすると、食べると、「あ、甘い」、子どもたちがね、「ちょっと甘さを感じる」とかというようなのを、私、拝見しましたけれども、そういう食を通じて食育の意味を学ぶということと、それから、先ほど言われた自治体間交流であるなら、その中で、その地域の文化を学ぶ、文化ね。これは農業文化でもそうです、地理的な問題、それから産業、様々な文化はあるんですけれども、そういうことも栄養士の先生は御努力をいただいているというふうに思うんですけれども、ぜひともね、こういうことをもうちょっとしっかり、何ていうのかな、自治体間という、もちろん文京区、友好都市との関係ありますから、それは大切にしつつも、その採れない、文京区で採れない野菜を、野菜とかね、肉とか魚、様々なものを食するというのをぜひ子どもたちの教育の中に入れることが、これが私は子どもたちの食育であると同時に、子どもたちの成長ですよ、成長、これは学ぶことも含めた成長、子育て支援に大きく私はつながっていくんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ拡充をこれからはしていただきたいということです。

以上です

○板倉委員長 それでは、報告事項の1を終了いたします。

続きまして、報告事項2について、御質疑をお願いいたします。

宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。今回、全数調査をしていただくということで、とても重要なことかなと思います。ほかの自治体ではしてないところもあるようでして、うちはしっ

かりと全数調査をするというのは大変に意義の大きいことだと思いますので、ありがたいと思います。当然なんですけども、回答しやすいように工夫をしていただくことが重要なこと。これなら回答してみようとか、そういった思っていただけのようなものにしていただきたいと思うんですけども、どのようにそういう工夫をしていただくかをお伺いしたいんですね。今回、こども権利条例のアンケート調査では、はがきが届きました。これは僕はよかったなと思ったんですね。ぱっと見れるんですね。封筒を開けなくていい、封筒だと開けて面倒くさいなと思うんですけど。そして、分かりやすい説明で、すぐにQRコードという、そちらのほうに誘導、自然に誘導されるような形であったかと思いますので、よい工夫をされていたなと思いますので、どういうふうに、この若者の皆さんが回答しやすい、よし、じゃあ、やってみようという工夫をされるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 今回、区内でも子どもの調査に続く、件に続く全数調査に7万人という、ちょっと区でも初めての取組かと思うんですが、やはり回答率を上げる工夫なんかもしているんですけども、ここはちょっとなかなか、ちょっと、今、この場でお示しが難しいんですが、まずは封筒、今回、封筒でお送りする予定なんですけど、その封筒の部分で、これはちょっと見ていただかないと何も言えないんですが、今、ぱっと見てすぐ目を引くデザインと、あと、初の7万人の調査に御協力をお願いしますというキャッチーなキャッチコピーを入れた上で、若者の方々がちょっと見てみようかなというふうな感じでデザインを取り入れるようにしています。

設問の中身については、もちろん、QRコードで答えていただくわけですけども、それ以外に、区政に参加意欲のある若者だけでなく、若者も、あるいは生きづらさを抱えている若者の方々も、何かしらの支援の助けになればということで、QRコード等で若者支援に関する取組なんかを紹介をしながら、なるべく回答していただければ、これが若者の方々の今後につながりますよということもお示ししつつ、工夫を凝らした周知の仕方と回答ができるような工夫をしてみたいと考えてございます。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。そういったキャッチーな文言でやっていくということで、ぜひ工夫をしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

それで、事前にお伺いしたところだと、もう、嫌な質問は飛ばせるというふうに言われていましたので、そこもいいかなというふうに思います。ちょっとこれ質問内容を見てみる

と、私もこれ自分だったら答えたくないなというのもやっぱあったりですね、ちょっとこう、様々な人がいらっしゃるでしょうから、そういうふう飛ばせるようなことを分かった上で質問に入っていただくのがいいのかなというふうに思いました。

それで、このちょうど19歳から39歳という、もう立派な有権者でして、社会人の方も多いかと思いますし、そういう意味では、区に対して、また国に対して、そういった広い意味でのいろんな意見もお持ちの方もいらっしゃると思いますので、広く回答がしやすいものにしていただきたいと思うんですけども、この調査項目表を拝見すると、各項目で区への自由意見ということ設けることで、そういった意見がしやすいように取り組んでいるということでしたけれども、ぜひそういった皆さんが持っている思いとか意見をより広く集めていただけるような工夫をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 この調査に当たりましては、若者の生活に即した、より実効性のある計画を策定するために、全数調査をすることで、本区に住む若者の課題を広く抽出することがまず一つ。また、委員御指摘のとおり、各項目に自由意見を設けまして、区に対する様々な意見を伺うと、その意見を一つ一つ酌み入れた上で、次に策定する若者計画に反映させていきたいという思いを込めて実施しております。そういったところが若者の方にも届くような工夫をしながら、また答えやすくできるような工夫をちょっと凝らして実施してまいりたいと考えております。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 ぜひよろしくお願ひします。私がこの年代のときといえば、もう学生から仕事をして、社会人になると、もう本当に家と会社との繰返しだけで、行政とか一切頭の中にないような年でして、結婚してからいろんな行政のサービスが必要なんだということが分かってきたような、そういった実態かと思ひますので、ぜひいろいろな方々がこのアンケートを答えてみようというふうにするような工夫をしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今回、区内在住の19歳から39歳までの方に対して、若者の生活と意欲に関する調査を実施するというところで、これは初めての試みなので、とても期待しているところです。前回ですね、ああ、今回、そのインターネット、すなわちスマホを

活用して返答することを原則とした調査を行うということなんですけれども、7万673人の中には外国人も含まれているということで、前回、その外国人に関する調査については、何か翻訳機能等も装備されたりスマホにはされているから、そういったものも加味して検討していくようなことをおっしゃっていたと思うんですけれども、その外国人に対する調査についての方向性がどうなったのかを教えてください。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 前回は答弁少しいたしましたが、今回の調査は、基本的にウェブでのアンケートになりますので、これが複雑なプログラムを使っていればちょっと翻訳は大変なんですけど、ウェブ機能でございますので、最近のAndroidとiPhoneの基本的な機能の中にも翻訳機能がございますので、これを使っただけの形の御案内は、いわゆるQRコードの中にちゃんと載せた上で、適切な回答が導けるような工夫はしたいと思っております。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。ということは、区で特別、外国人向けの設問というか、そういった項目をつくったりとか、英文だったり、まあ、でも、言語もたくさんありますので、どこまで対応というのもあるので、そういうことじゃなくて、もともとついているウェブとかスマホ機能とかについている翻訳機能を使って翻訳をした上で回答してくださいという誘導をしていくということでしょうか。それは、そのQRコードでそういうふうに案内するというのがちょっとぴんとこないんですけど、ちょっと具体的に、もうちょっと具体的に教えていただければ。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 今、ちょっと検討中でございますが、封書で案内をしますもので、その部分で可能な限り英語の記述ができればというふうに工夫はちょっとしたいと思っておりますが、どこまでその支援をするかというところの支援の部分で、全ての外国でそれは難しいこともございますので、外国の方々はこちらを御覧くださいというような工夫はできればというふうには考えておりますが、今、検討中というところでございます。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。そうですね、先ほど言っていた、今の話だと、設問の本身で、QRコード等で若者支援に関する案内もしながらというところを、その翻訳機能を使いながら見てほしいという意味ですかね。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 封書の中に様々な支援サービスのQRコードで、ここを御覧くださいということも載せますので、その部分で、QRコードで全てということではなく、封筒の中にそういった御案内も入れるというところでございます。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。ということは、設問自体も翻訳機能を使って答えられるし、QRコード、そういったチラシみたいな何かその封書の中にも案内を入れて、外国人の方でも支援策までも分かりやすくするように意識しながら、今回はこの調査を実施するということですね。ありがとうございます。今、多文化共生社会ということで、そういった心遣いといいますか、そういった対応は非常に重要なことだと思いますので、よろしく願います。

そして、今回、これはしようがない部分もあるかもしれないんですけど、回答時間が10分程度、そして1人当たり設問数が60から70問ということで、回答時間が10分というのは少し長めだなと感じているんですね。ただ、先ほど宮本委員も言っていたように、回答しやすい工夫というものをぜひしていただいているんですけども、もっとも10分は長めではあるんですが、初めての全戸、全数調査ですし、必要だと思われる項目を入れていただくとそのようになるというのも理解はできますので、そうですね、例えば回答の調査項目案なんですけれども、自由意見以外の部分なんですけど、例えばワードとかがあって、それを選択して答えるものなのか、どんな感じの、クリックしてぱぱぱっと進めるものなのかとか、そこら辺を教えてください。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 この部分、今現在、プログラム中でございます。どういう形になるか分かりません。恐らくチェック式でカーソルキー等でクリックしながら答えていく形になるかと思います。また、設問数が多い部分は、やはりどうしても若者の初の実態調査というところで、若干ちょっと欲張りしたい部分もあるんですけども、やはり、区の動向を見ますと、やはり不安や、PDFのページ2ページにあるとおり、不安や悩みごとといったりだとか外出状況、そういったところはやはりぜひ答えていただきたいと思っておりますので、設問の順番を入れ替える等工夫しながら、答えやすいものだけ先に、答えていただきたいところだけ順番に早め早めに聞いていくということはしたいと思っております。

また、区の動向を見ますと、やはり文京区に転入した理由というのがやっぱり分からないと、その方がどういう過ごし方を普段していて、一時的な転勤でいらっしゃっているだけな

のか、文京区で生まれ育った方なのかによってまた属性が変わってまいりますので、そういったところなんかはやはりどうしても聞きたいというところがございます。

ですので、質問項目が多くなってしまふところはやむなしではありますが、さっき申し上げたとおり、チェックボタンで簡単に回答できるような機能も含めまして、鋭意検討してまいりますというところでございます。

○板倉委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。そうですね、チェックボタンで簡単にぱぱぱとできるような方式でないと、結構、ハードルが高く感じてしまう方もいらっしゃると思いますので、ぜひ、ちょっと私も例えばいろんなアンケートを答えるときとかは、5分かかりますとか書いてあったら、どうしようかなとか思ってしまったりするところがあるんですよ。結構、3分でも悩むところで10分って書いてあったりしたら、もうちょっとどうしようというレベルになってしまうので、そういうところをかなり意識して工夫していただければと思っているんですけども、今、順番も飛ばせるということで、不安、今言った不安や悩み事というのは、ふだんアクセスしないような年代の働き盛りで外に出たりとか、悩み事があっても抱え込んでしまっているかもしれない方々が、この調査項目を見ることによって、いろんな今抱えているもの、不安や悩み事というものが区で把握できて、それが支援策にQRコードでつながっていったというのが非常に理想的だと思いますので、そういったものをその順番を前にしていただくということもおっしゃってましたし、あと、そうですね、転入した理由というの、やっぱり文京区にどうしてこの世代の方々が住んでいようと思ったのか、住み続けたいと思っていただけるのかというところがまた重要だと思いますので、そういったことが、この調査項目を後で分析した上で分かる、分析をしてどんどんそういった方々への支援策につなげていけるような設問にしていきたいと思っております。

先ほど宮本委員の質問にも御答弁であったように、嫌なという言い方は言ったらあれですけど、答えたくない項目は飛ばせるようにも工夫してくださっているということで、確かに順番で全部答えなければ進めなかったら、若い方々というのはもう嫌気が差してしまっても途中でやめてしまつて、もういいやこれと言って、何か5問、10問ぐらいでやめてしまう可能性もありますので、今回はそういった若い方々の視点に立って、今、いろいろと工夫もしてくださっていると思いますけれども、常にさらにどんどん工夫を検討しながら実際の調査のときまでに制度をさらに増していただければと思いますので、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 この調査については、9月も話をしたと思うんですけども、9月もお話をしたと思うんですけども、この量的調査を全数調査で行う統計的な意味はあまりないけれども、啓発とか広報という意味で全数調査をするということは理解しました。それで、ところまでは理解しました。で、そういった様々な細かい内容については記述式の部分で酌み取っていききたいというお話でしたよね。私はそれに対して、質的調査が必要じゃないかということと、学識経験者が入るべきだということと、それから、当事者参画が必要じゃないかという、この3点についてお話ししたというふうに思います。結局、2か月、私、考えましたが、この部分について、やっぱり分からないという、必要だというふうに感じています。

先行区の調査をもう一回見ましたけれども、豊島区と、取りあえず葛飾区と品川区と大田区で、全部全数調査ではない、抽出ですよ、当然、統計的な意味がないので。ただ、量的調査については、でも、豊島区と葛飾区と品川区は質的調査、インタビューもしている。大田区は意見交換会を行っている。東京都は、今度、青少年問題協議会の中に若者部会をつくるという話ですよ。そういうふうに、当事者参画ができるような仕組みをするのか、質的調査を行ってハイリスクの子どもたちの、困難を抱えている若者の声を聞き取るような工夫をするというようなことをしない限り、全数調査だからといって、記述式だけで全ての皆さん、困難を抱える若者の悩みが酌み取れると思うとすると、かなり横着なアンケートになる、調査になるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 委員の御質問、よくおっしゃる意味分かります。で、今回、調査に当たっては、まず全数調査で大枠の把握をするということで、この委員おっしゃったような学識経験者、あるいは当事者の方々については、この調査が終わった後、次年度の計画策定の段階においてワークショップ等も含めた若者の直接意見を聞くであるとか、学識経験者の方々への聞き取り、あるいは、NPO等、若者支援に携わった方々の御意見も聞きながら、実効性のある計画を策定したいというふうに考えているところでございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 分かりました。全数調査であることについては、統計的な意味はないけれども、お金がかかるだけなので、もうこれからやるということになっているので、それはもう仕方がないというふうに思います。で、質的調査については必ずやってもらいたいということと、ワークショップをやってくれるということと、学識経験者を入れてくれるということと、今、

確認いたしましたので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 今の上田委員とちょっとかぶってしまったので、あれ、という感じなんですけれど、まず、今回の御提示いただいたこの報告事項、前回と比べてみました。まず最初に、前回、私がこの仮称で子ども・若者計画って言っているところが非常に、確かに国では子ども・若者推進計画というふうに言っています。しかし、この子ども・子育てという支援がある一方で、若者にもう少し特化する必要があるのではないのでしょうかという質問をさせていただきました。今回、仮称のところで、ずばり若者計画というふうに言われているところ、非常に分かりやすいのではないかなというふうに思っております。

ちょっと上田委員の質問とかぶるんですけども、今回、この調査をするということ以外に、今後のスケジュールというところで、たしか10月に子ども・子育て会議兼地域福祉推進協議会子ども・若者部会というのが10月にありました。これ新しく多分、子ども・若者部会というのを立ち上げたんだと思うんですね。その後、地域福祉推進本部、11月、今月ですね。で、地域福祉推進協議会があって、この11月定例議会ということであるんですけども、特にこの若者計画をこれから取り組んでいくに当たって、そして調査をしながら進めていくに当たっては、この若者部会に対しての、例えば委員がどんな人なのかとか、ちょっとかぶるんですけど、あと、その有識者がいるって、これから、いるのかな。で、何が言いたいかという、やはり、民間のやはりこういった特化している支援団体さんがいると思うんですよ。そういったところからの助言というのも必要だというふうに思うんですが、そのあたりは具体的に教えていただければと思います。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 10月から始まりました、新しく子ども部会改め子ども・若者部会に関してでございますが、新しく部会員としまして社会福祉協議会の代表、25歳までの主に支援をしてくださっている青少年委員の代表の方、あと、東京青年会議所の代表の方を部会員として追加をするとともに、茗荷谷クラブを専門家として意見聴取を、今、行っているところでございます。新たな計画を策定する次年度に当たっては、それ以外に、先ほど上田委員の答弁にも、御質問にも御答弁しましたが、都内でNPO等で若者支援をメインにやってくださっている団体の方々にも個別に意見聴取をしまして、それを子ども・若者部会等で紹介、御意見を募るなどというような工夫をして、多く、若者当事者もちろんですが、こ

ういった専門家の方々からも意見聴取をして、計画づくりを策定してまいりたいというところでございます。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 分かりました。よく分かりました。先ほど来から、この調査項目についてもいろいろ御意見もあったんですけども、実際にはやはり少し多いのかなというふうにも感じますが、こういう属性というんですか、その項目はまず必要だというのは分かるんですけども、私、それから次に来るのが、文京区に関することというところから入っていくというのも一つなのかなと。そうすると、例えば、ああ、これは例えば文京区の若者施策と言っても、最初に若者施策についてアンケートですよというのはただし書はあったとしても、そこで親しみを感じるとか、そうじゃないという意識を持った上で、文京区でのふだんの過ごし方をイメージしてもらいたいのかなかなってちょっと思ったので、この順番というのも、私を感じるのかなのかもしれないけれども、何かそういう手法もありかなというふうに感じました。

それから、結婚のところで、ずばり結婚しない理由って言うふうにあげています。確かに、すごい大切だし、自分の息子にも聞きたいぐらいなんですけれど、まあ、ここはちょっと笑うところですよ、すいません。この聞き方って大丈夫なんですかねという。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 まず、最初に意見を聞く順番ですけども、委員御指摘のとおり、まず文京区のこと、文京区にお住まいの状況について聞くという部分は、我々としても重要な視点かなと思っておりますので、まず、いつから文京区にお住まいなのかというところ、あと文京区に住んで何年目かというところ、あるいは、どういう理由で文京区にお住まいかという部分は、まず御家族の状況を聞く前だとか、ふだんの生活の状況の前にこれを聞く方向でもちょっと調整したいと思います。

あと、結婚の部分は、ちょっと事務局、あるいは子ども・子育て会議のほうでも相当に意見が出まして、どこまで、センシティブな部分の内容だというふうに考えておりますので、これもどこまで聞くかというのものもあるんですが、今、聞き方としては、ちょっとこれも文章の形で出来上がった後に、また個別に意見を伺って、あまりにもここは聞きづらいということであれば削除という形もあるのかなと思っておりますが、今現状は、ちょっと聞き方の部分で幾つか選択肢がある形で、結婚しない理由の中の選択肢を幾つか用意して、その中で選んでいただく形を考えているんですけども、その部分も、ちょっとどうしていくかなとい

うのは、今、悩みどころであります。今後、もうじき完成しますので、その前に委員の皆様方にも御意見を募りながら、最終的な方向性を固めていきたいと考えてございます。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。国もね、少子化対策という意味で、子どもを産んでもらうには、前提として結婚率を上げようというふうな方向であって、でも、確かにそれが少子化を食い止めるにはいいのかというと、それだけではないというふうには思います。ただ、やはりこのすごい非常に言葉の表現として、このデータそのものを私は大切だと思うんですね。あと理由も大切だとは思っています。なので、削除はしなくても、結婚しない理由という表現ではなく、違う表現の方法があればそれを模索していただきたいなというふうに思います。

それ以外は、例えば理想の数の子どもを育てるために必要なことという言い方をしているので、何をするには何か必要なことがありますか的な聞き方というのは、うん、すごくいいんじゃないというふうには思いました。

全体的に非常にやはり、篠原課長、この前の子ども・子育て支援計画で、あれだけのボリュームをやりながら、所管でまたこういったこともやられているということには、もう本当に大変敬意を表したいと思っておりますので、ぜひいいこの調査の項目で、いいデータが出ることを願っております。よろしくお願いいたします。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 今、結婚しない理由のところの、今、文案を今ちょっと考えているところを少し御説明したいと思います。まず、年齢的にまだ若いという部分の年齢的な理由。あと、経費的な理由。あと、学業や仕事に邁進したいからという理由。あるいは、家族を持つことよりも一人のほうが気楽だからといった、そういった何か設問を用意しております、中身だけ見ると、設問だけ見るとちょっとセンシティブな表現ではあります。その表現については、先ほど申し上げたように様々な理由があるかと思っておりますので、ここ、現場としては、聞きづらい理由ほど真の理由があるということもありますので、ここはよくよく事務局のほうでもしっかり協議をしながら検討していきたいというふうに考えでございます。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 今聞いた選択肢、すばらしいと思います。よろしくお願いいたします。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 調査項目案ということで御報告いただいているわけですが、75項目ある調査項目

のうち、私もこの39番から50番の結婚、51番から55番の出産、56番から58番の少子化・子育てと、この並びも含めてね、今、山田委員も質疑されていたけれども、ちょっと分かりやすく言いますよ、分かりやすく言うと、つまり、結婚しましょうとかね、結婚すればとかね、結婚したほうがいいのか、そういうプレッシャーになってしまったら、これは反対物に転化してしまうというふうに思うんです。

それで、この種の問題というのは、つまり、それを行政がやるということが、いや、行政がそういう問題意識でやったら反対物になってしまうということ。つまり、結婚や出産や育児というのは、それは自己決定に属することなんだというふうに、これはもう極めて明確に今の時代なっているわけですね。その視点から、あ、それで私もこれ、委員会準備をする上で、ほかの自治体でね、先行事例とか国の考えとかどうなのかなとちょっと思ったんで、ちょっと調べ切れなかったので、悩んでいるというのは分かる、分かります。それで、考え方としてはきちっとしておいたほうが良いと思うんですよ。それで、家族や性の形など価値観が多様化している下で、行政がこの結婚とか出産とか少子化について意向を聞くという場合に、一定の結婚あるべしみたいな価値観を押しつけるというものになったら、これは反対物になるということなんだと思うんですよ。とりわけ、じゃあ、文京区に引きつけて考えた場合、「文の京」の総合戦略の第40番というのが主要課題、これは人権と多様性を尊重する社会の実現ということで、この中に結婚や子育てや出産という、およそ自己決定に属することなんだと。性の在り方も含めて、今、国では同性婚の在り方も、世論的にも政治的にも課題になっているというような状況があります。だから、この調査が、今言ったような、文京区について言えば、この主要課題の40番に抵触するような形になったら反対物になるというふうに思うんです。ですから、私はちょっと全数調査か質的調査かと、いろいろあると思う。そのところはちょっとあまり、私、考えなかったんだけど、全数調査でやる以上、今言った視点のところは自己決定に属する問題なんだということは、極めてやっぱり慎重に設問項目を考える必要があるというふうに思うんです。指標は今言ったようなことであります。

その点で、先ほど具体的に、例えば47番の結婚しない理由だけじゃないと思うんですね、今、全体の問題はね。それで、年齢が若い、お金がかかる、経費がかかる、仕事に集中したい、一人のほうが気楽と、これもなかなか複雑で、行政が聞いて、これを施策の資料とすることであるわけだから、どうするのかと。もし、もしですよ、悩み抜いて、主要課題の40番の人権と多様性という問題で、もし課題を残すという認識が少しでもあるならば、私はこれはやめる必要、判断も必要なんじゃないかというふうに思うんです。これはいかがで

すか。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 今回、この御説明するに当たって、様々な御意見が出ることはもう我々のほうでもちょっと考えておりました。で、一旦、この場でちょっと明確な回答は、お答えは避けさせていただきますが、いただいた御意見も踏まえまして、どういう形にするかというのは検討したいと思います。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 この議論は文京ではまだやっていませんけど、行政が婚活支援を具体的に施策としてやるというようなときに、もう全国の自治体で、今、課題になって議論されているところですよ。だから、本来、行政が行う施策の考え方、やるときには、結婚して子どもを持ちたいと思う人が安心して子どもを産んで育てる環境を整備するというにありまので、そこにつながるような形で聞く必要があると思うんですよ。

それで、そこで私が一つお願いをしたいのは、調査項目の11番で、お金の不安や悩みとあります。これは最初のこの自身・家庭状況という、その方の属性に関するところでこれを聞いているんだけど、ここをもう少し展開して聞くことが必要なのではないかというふうに思うんです。それはなぜかといいますと、これは今年の7月に大手広告代理店の博報堂が若者調査を行っていて、それで、若者が今一番欲しいものと言った第1位がお金、第2位が時間、第3位が自由、こういう結果が出ているんですね。もしくは、少子化対策ということに絞って聞いた民間の調査結果がありまして、その中で、これ5月に今年発表されているんだけど、20代の正社員男女対象のインターネット調査では、子どもがいない方の508人のうち26%が子どもは欲しくないと言っていると。11%が可能であれば欲しかったが所得などや身体的理由で子どもは産めないと考えている。こういったこともあって、先ほど私が言ったその行政がやるべきは、子育てをできる環境づくりですよという視点は申し上げたけども、その点でいくと、やはり、このお金の不安や悩みのところで具体的に聞いてほしいのは、前回もちょっと言いましたけど、例えば、この世代の方々がどれぐらいの奨学金の返済を負って、それが負担になっているのか、そういう実態を聞くとか、それから、文京の場合は特に家賃、居住に係る費用が物すごいかかる。これについては、先般、都市計画部が調製してつくった住宅白書にもいっぱい書いてありますよね。マンションを買うのに1億円だという話になっているわけです。戸建てだと、でも数千万という数字出ていますよ。だからね、そういう経済的な負担感のところを文京に即して聞くという設問をむしろ増やしたほうがよいの

では、増やしたほうが文京の若者の全数調査として今後の施策に生きるものになるんじゃないかというふうに考えますけども、これはいかがですか。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 委員の御指摘の部分でございますが、今、お金の不安や悩みの設問項目11についてですが、今現在、設問項目の選択肢的には、居住費、食費、医療費、あと子どもの養育費もありますが、中には学費や奨学金返済という項目を設けておりますので、そういった項目の中で答えていただく中で、我々としてはどういう部分で若者の方々がお金をかけているかということと、どこに悩みがあるかということを把握したいと考えてございます。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 そこは分かりました。それで、奨学金のところはね、これも民間の学生支援機構か何かが調べているんですけども、大体、大卒で出たときに大体300万という数字があるんですね、奨学金の返済の平均額だと思うんですけども、こういうものも既にありますから、例えばそのところ、今の言ったところなんかはね、奨学金のところは、具体的に例えば大卒のとき、専門学校も含めてですけども、学業が終わったときに幾らあって、幾ら返済してきて、幾ら残っているのか。これは39歳までに返せるのかというようなところを具体的につかんでいただく設問にする、そういう発展方法でぜひ検討をしていただきたいと思いますので、そのところはよろしく。家賃も同じですね、具体的に聞くと、金額をね、負担感をね。手取り収入に対する家賃の比率とか、これはもうずっと議論されてきた数値、比率がありますので、これは施策に必ず生きる、その部分については、そういう質問をすれば施策に生きる数字に、データになりますので、ぜひそういう方向でもう少し検討していただくようお願いをしておきたいというふうに思います。

以上です。

○板倉委員長 答弁はいいんですか。

篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 今回、各若者の方々の家計調査ではございませんので、その部分だけ細かく聞くということは、今、考えておりませんが、いただいた御意見を踏まえて協議したと思います。

○板倉委員長 副委員長ありますか。

高山副委員長。

○高山（か）副委員長 分かりました。ありがとうございます。様々、多分……。

○板倉委員長 ああ、ありますか。すみません。

浅田委員。

○浅田委員 本当にね、御努力いただいているのは分かるんですけども、私なんか、なかなかこの年になりますと、若者と直接話す機会は確かに少なくなっているんです。ただ、子ども食堂へ応援に来ていただいている高校生とか大学生、若い社会人の方、あるいは、その流れでもってお祭りに来てみこしを担いでいただくとか、あるいは下町まつりで屋台をやっていただくとか、そういうところに来ていただいて話す機会があります。そういう方と話をしてね、私なんかが一番、ボランティアに来ていただくという活動をやっている方だからかもしれないけれども、本当に必要なことというふうに私が感じる範囲ではね、居場所なんですよ、居場所。居場所というのは、高校生だったら部活とか、あるいは文京区で言うところのb-lab（ビーラボ）であるとかね、あるいはアルバイトであるとかというような、そういう居場所ですよ。そういうことが、自分がなかなかどこで自分が居場所を見つけたらいいのかというのがなかなか見いだせないということをおっしゃっています。私はね、この項目の中にあるじゃないですか、生活の、何だっけ、普段の生活というのがあって、その中に、安心できる居場所等々ね、もろもろありますけれども、ちょっとここについては質問項目を、やっぱり内容を掘り下げるといいますか、角度を変えるとするか、やっぱりそういうところが必要なんだということでのアンケートをつくるのと、ただ一般的な質問で終わるのでは、やっぱり違うと思うんですよ。私はぜひその辺については工夫をしていただきたいということです。

それと、もう一つね、今の少なくとも私なんか関わっている中での若者の、結構ね、有名どころのところに就職している人にしても、奨学金は抱えていますね。抱えています。で、若者、比較的若い層と話をすると、将来ということにあんまり夢を持ってない、持ってない。これ結構ね、有名な会社に勤めている人でも、結構、何ていうのかな、あんまり情熱を語れないですよ、語ってないですね。先ほど金子さんがおっしゃっていましたが、借金を抱えて社会に出ているという、これ事実なんですよ、事実。これを返すには何年先まで返さなきゃいけないとかということをおっしゃっている方がいるのも、これもまた事実なんです。社会に出てなかなか展望が持てないというのも、これも経済的な問題があるのも確かなんです。もちろんね、これは経済的な調査ではない、家計の調査ではないということもおっしゃられましたけれども、今、日本の社会で若者が将来に、これは主義主張関係なく皆さん

おっしゃるじゃないですか、将来になかなか展望が持てない。結婚するにも、なかなか将来の展望が持てないということでも、主義主張の問題じゃなくて、どなたもおっしゃる、抱えている問題じゃないですか。ぜひね、そういう若者、これから社会に出る人、あるいは、今、出て働いている方も含めて、やっぱりそれは率直な現状として私はつかんでいただきたいというふうにお願いしたいです。ぜひこれは、何ていうの、問題が違うんだということじゃなくて、これはね、本当に大きな柱だと思いますので、ぜひちょっともう一度御検討のほどお願いできないでしょうか。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 まず、御質問のうち居場所の部分ですが、安心できる場所、居心地のいい場所として、どのような場所があればいいと思いますかという質問の仕方をしていきますので、その中で、必ずしもリアルなオフラインの場所がいいとは限らない可能性もあります。場合によってはSNS等のインターネット媒体のほうがいい場合もありますし、そういった取組をしている自治体もございますので、そういうところも踏まえて設問項目をずっと考えまして、今の現在の若者がどういう場所をお考えかというところは聞いてまいりたいと思っております。

また、もう一つ、やはり先ほど金子委員の御質問にも答弁申し上げましたけども、これ家計調査ではございませんので、委員のおっしゃるとおり、借金等を抱えて社会に出る方もいらっしゃるかと思いますが、今回、その部分ではなく、幅広く文京区の中でどのような若者支援ができるかということが多面的に捉えるための調査でございますので、この部分について金額の細かな詳細まで聞く予定はございませんが、いただいた御意見を踏まえまして、また協議したいと考えてございます。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 ちょっとね、もちろん、その家計の調査ではないということは分かるんですけども、この法律ですよ、子ども・若者育成支援推進法、これに基づいて各自治体で施策をつくる責務があるというふうはこの法はうたっていますよね。その中で、主に言われているのが、発端といいますかね、ニートやひきこもりについては十分な対応ということはもちろん言われています。それについての準備をされているという、これはもう十分私は理解しているつもりです。ただ、その中で、総じてですね、総じてって全般的に若者たちが、これはニートやひきこもりだけに限らず、いわゆる少子化対策なども当然含まれてくるわけですね。その中の理由に、大きな理由に、これはもうどのアンケートを見ても確かに分かるわけです

よ、この奨学金の問題というのは。ですから、ぜひお願いをしたいということだけなんです。

でね、いろんな解釈、アンケートの結果による解釈というのはできるわけです。例えばね、さっき例として金子さんが博報堂だっけ、の例でね、第1はお金で、2番目が何だ、時間で、3番目が自由というアンケート結果が出ました。じゃあ、これを三つともアンケート結果でこう出たんだったら、これを三つを改善するための施策にぼんとなるんですかって言ったら、私はそうではないと思うんですよ。そうではないと思うんです。それはもうアンケートの、アンケートのとり方がそういうとり方をしているだけであって、それは違うと思うんです。やっぱり事実、今、若者が抱えている事実、これをきちっと私たちが生活、文京区で生活をしていく上でどう必要なのか、どう変えていかなきゃ、どう支援したらいいのかということが問われるわけですから、私なんか実際に聞いている奨学金を抱えてね、40過ぎ、45ぐらいいまで本当に返しているんですから。この現実はね、やっぱり私は受け止めていただきたい。もちろん国の一つの政策と、制度としてあるわけですから、それはそれとして認めるにしてもね、文京区としてできることというのはやっぱりそこから導き出されるものはあると思うんですよ。ですから、ぜひ御検討のほどをよろしく申し上げますということをつけ加えて、終わります。

○板倉委員長 ほかにいらっしゃいませんか。

そうしたら、高山副委員長。

○高山（か）副委員長 簡単に。本当に多分、これ全数調査って初めての試みで、7万人で大変だと思います。御努力感謝します。お金ないですか、厳しいですかといったら、厳しくないですって言う人、多分、いないですよ、恐らく。厳しかったとしても、厳しくなかったとしても、私、生活大丈夫です、お金足りていますと言う人いるんですかね。だから、そこを多分おっしゃっていることだと思うんですけど、経済的な意識調査じゃなくて、例えば奨学金があるのであれば、その奨学金が、今、自分の中でどのぐらいの負担になっているんだと、いやいや、今、こういう企業に勤めているから、将来的な展望もあるから、別に私、怖くないですよって人もいらっしゃるし、だから、そうじゃなくて、何ていうんですかね、おっしゃっていることは皆さんすごくよく分かるんですが、あまりそういう具体的なところを突っ込んだ話をしても、どこまで答えられるのかってありますし、質問項目もこれだけで、約大体10分程度というのは考えてられているわけですから、そもそもこれは若者の生活の意識調査、基礎資料をつくる意識調査というのがなっているわけですから、あまり具体的なことはやらず、まずは文京区の方でどういう意識を持っているか。私の知っている方でも、御

結婚されたお嬢さんがいらっしゃって、文京区すごい住み慣れているから、文京区にマンションでも戸建てでも買うなり買ってあげるかしてあげたいんだけど、なかなか難しいと。だから、今、他区に移ったんだけど、いつか文京区に戻りたいって言っている子なのよねという方もいらっしゃるんですよ。だから、そういうところもあるので、確かに生活上、何度も申し上げているとおり、苦しいですかといたら、苦しいと言うに決まっていますから、あまりそういう質問にはならないようお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 今回、収入の部分で御質問をたくさんいただいて、副委員長のほうからもその御指摘がありましたが、今回、年収の幅を聞く予定でありますので、年収の幅と、どういったことで困っているかという部分のクロス集計がとれますので、その部分のデータはお示しできるのかなと思っております。

委員おっしゃるとおり、副委員長おっしゃるとおり、国があり、東京都がやっている施策があり、その中で足りない部分を、国や都の施策の上に足りない分を隙間を埋めているのが区の施策だと思っている部分もございますので、そういった部分も、今回の調査を踏まえた上で、実効性がある、若者が文京区に住んでよかったと思えるような計画の策定に意を用いてまいりたいと思います。

○板倉委員長 それでは、報告事項2の質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項の3、病児・病後児保育施設の移転等について質疑をお願いいたします。

上田委員。

○上田委員 私は以前から、このみつばちのほうは病後児保育だけだったところを、ぜひ病児保育も拡充してくださいというふうをお願いしておまして、そちらのほうは拡充されたことはよかったというふうに思っております。

1階のほうに医療的ケア児ルームひまわりが入っているというふうに思います。そちらのほうは定員1名ということで、ちょっとこう、割と、そうですね、これは厚生委員会でも上げると思うので、それは詳しく聞きませんが、1名ということで少ないんですけども、例えば、この病児保育の開き等を活用して、そういった医ケアとかの受入れみたいなものができるようにならないかなというふうなこともちょっと気になるのと、あとは、こども家庭庁のほうの補助金が、6年度、キャンセル代について何か上乘せをすとか、また、7年度の概算要求でも、さらなる拡充を要求しているというふうに聞いているんですけども、こち

らのほうで、このみつばちのほうの経営に対して明るい展望みたいなものがあるかどうか確認したいというふうに思います。

○板倉委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 まず、最初の医ケアの関係ですけれども、まず、受入れが通常の形でできるかどうかに関しては、その方の状況等もございますので、個別にちょっと御相談いただきながらという形になろうか思っております。

また、同時に、併設される施設との連携につきましては、ちょっとまだそこまでのお話が、今、できてないので、今後の中でちょっとそこはひとつ、せっかく1階の隔ったフロアにございますので、何かそういったことができればということは、当然、同じ母体でもありますから、検討していくものになろうかと思っておりますので、これは関係課等も含めて相談してはみたいなと思っておりますのでございます。

あと、キャンセル代のほうは、補助金としてできてきましたので、状況に応じて活用していく方向では考えてございます。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 御報告ありがとうございます。今回は順天堂さんに委託する病児・病後児保育事業でございますけれども、ちょっと、今日の午前中からも病児・病後児保育施設についての西側エリアのどうつくっていくかという質問がほかの委員からもたくさんありましたけれども、ちょっとその点にちょっと話に移るんですけども、今回の場合は順天堂さんをお願いして、いわゆるその病院が病児・病後児保育施設を事業者と運営すると。そこに、当然、病院なのでお医者さんもいると、看護師さんもいるということで、非常に円滑に運営ができるかなと思います。一方で、こちらの春日の再開発のところでできているゆうひが丘さんですかね、は保育園の事業者さんがまずあって、その隣にクリニックがたまたまあったというんですか、どうなんですか、そこもちょっと聞きたいんですけども、違うクリニックさんがいてくださることで、病児・病後児保育が成り立ったと、できたということになると思うんですけども、要はその西側エリアにどうやってつくっていくか、課題をどう解決していくかということにもちょっとこう踏み込んでお伺いしたいというところになっていくんですけども、事業者さんがまずありきというところで、そういった保育事業者さんを探していくのか。もしくは、そのクリニックさんみたいなところをお願いしていくのか。どういうふうにこの病児・病後児保育を新しくつくる時に手がけていくような流れになるんですか。お伺いしたいと思います。

○板倉委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 午前中もお話ありましたが、どうしても地域的な偏在もありまして、新たな設置というのが一つ大きな課題と捉えているところでございます。その際にもお話ししたのですが、まず、設置場所の話とか、それから運営事業者、それから連携、施設と連携していただけるお医者さん、医師の確保というのは課題というところで、3要素そろわないとできないという施設になってございます。で、現状、4施設の話でいきますと、三つの施設は医療機関、病院であったり医院であったりが保育の事業も実施したいというんですかね、ある程度やっていただくというような形になったので、非常にスムーズにいているところでございます。また、ゆうひがケ丘に関しましては、再開発ビルの中のコンセプトとして、あのフロアは様々な医療機関を集積するというようなところでできていますので、様々な本当に医療機関が入っているところですけども、なので、そういった意味では、計画的に一つつくられた集積地であったところでございます。それで、同じフロアの相向かいに小児科があるので、非常にこれも連携しやすいという非常に恵まれた状況ではあったかな、設置しやすい状況であったかなというところでございます。

これから新しい施設を設置していくに当たっては、その三つの要素をどこからって話もあるのですが、状況にそれぞれよるのかなということで、まず、医療機関のほうで何かやっていただけるような余地があるのであれば、そういったところでしょうし、保育事業者のほうですね、何か場所ができた場合に、そこが保育事業者として手を挙げていただけるのかというところのアプローチもあろうかと思えます。

例えば、今、やっていただいているゆうひが丘さんなんかは、現状としては、ちょっと看護婦の確保に結構苦慮しているという話も聴きまして、例えば何かうまくそろえば次の展開というのもあり得るような状況ではあるみたいなんですけど、今現状としては、今の施設の運用の中で、運営の中で、看護婦の、看護師の確保に非常に苦慮しているという話を聞いてございます。

また、設置場所の話に関しても、地理的なものもありますし、あとはどうしても隔離室とかそういったものを整備しないといけないので、内装工事が必要となるので、そういったものがきく物件といいますか、そういう状況なのかどうかというところ。それから、避難経路も2方向つくったりとかという話もあるので、そういうハード面で対応のきく物件かどうかというところも一つポイントになります。

また、医師のほうも、区の基準では一日1回以上回診を行うなど、児童の症状の変化に的

確に対応できるような対応を整えてくださいというのを基準として示していますので、医師との連携というのは、そういった形で定期的に来ていただけるかどうか、そういったところもあります。近くにいらっしゃるとか、小児科さんは、結構、忙しいところがありますので、その辺の配慮も要るのかなというところが具体的な課題になってございます。

また、一つ、内装工事のところにつきましては、今回、みつばちのところでも9月のときに補正予算で組ませていただいたんですけども、国と都の補助金が病児保育の実施事業者が建物を所有しているという場合じゃないと補助金が出ないというような形になりましたので、従来よりも、ちょっとそういった形のところも、どうやって内装工事についての経費をケアしていくのかというところも、一つ、検討しなきゃいけない要素に加わったかなというところがございます。

今、我々のほうでいろいろ整理している課題に関してはこういったところがございますので、それらのところ、出てきた物件であったり、手を挙げてくれそうな医療機関であったり保育事業者さんとうまく調整しながら、次の手を考えていくということにはなろうかと考えてございます。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。どこから手をつけるのがいいのか、なかなか今のお話ですと、なかなか難しいのかなとは分かるんですけども、例えば西側エリアの、今、不忍通りと坂下通りのぶつかったところに新しいビルができていまして、そこはテナント募集中とかなっているんですけども、例えばそういう物件がありますと。そこが使えるというふうに区が認識した場合は、次に事業者さん、またクリニックさんにお声かけしていくということになるんですが、そのクリニックさんだったら、近くに三つぐらいクリニックさんあります。あと、何でしょう、事業者さんか、事業者さんとしては、既存の今やっていたいでいる保育事業者さん、病児・病後児保育の事業者さんにちょっと御相談してみるとか、そういうふうな手順でやっていくようになるんですかね。その辺のどうなんでしょう。

○板倉委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 具体的な、例えば最初に場所がよさそうなところがあったということであれば、そういうアプローチにはなろうかと。また、その物件の、何ですか、所有者さんの御意向とかもあろうかと思うので、なかなかその辺がうまく整理がつくかどうかというのはあるとは思いますが、いずれにしろ、場所の話と運営事業者と連携する医師というのがうまく組み合わせていく必要がありますので、粘り強くちょっとお話をしていくし

か、していくのが方法なのかなと考えてございます。

○板倉委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。私が議員になって5年前からこの話はずっとしていきまして、ずっと検討していただいているので、本当にさらに申し上げるのは心苦しいんですけども、何か一つでも課題解決につながればと思って、ちょっと今、突っ込んで御質問をさせていただいた次第でございます。ぜひ頑張っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 病児・病後児保育のみつばちということですが、この件については、9月の総務委員会の補正審議のときに、内装費の工事費の負担について質問をしました。その到達としては、当初、結果として受託者というふうに言えばいいんだと思うんですけど、順天堂が費用の負担をしなくなるということが分かったわけですね。ただ、あの9月の補正予算の審議の段階では、私としては、そのとき、今後、協定の改定をすると。その中で、区が補正予算の審議のときに想定している内容については、最終的な順天堂側との合意をしていくと、協定を結び直して、改定してということですよ、という説明だったので、そのときの質疑のまとめとして、私としては、当初、順天堂と区の内装費の負担割合については1対9だというのがあったわけだから、少なくとも、それを尊重する形で、改定した協定の中で、工事費については国の補助金云々の件があるから、今後のランニングコストの部分、つまり委託費の中で、少なくとも1割分については相殺して順天堂が負担するというような対応が必要だというふうに求めました。協定はもう結んだのかな、だということだと思んですけども、だからこの報告になっていると思うんですけども、最終的にその協定の中では、その費用負担について私が求めたことは織り込まれたんですか、どうなったんですか。

○板倉委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 順天堂との協定につきましては、あくまで、その内装整備についての整理ということになってございますので、委員のほうから9月の議会のときにお聞きしたお話はありましたが、内装の整備の話ではないところになりますので、協定書の中には特に記載はございません。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 そうすると、やっぱり補助金のスキームが変わったということで、負担はないと

いう形で、始まっていくというか、出来上がるというか、ということになるんですけども、あのときのね、今、出ている速報版の議事録を読み返しますと、その補助金のスキームの話のほかに、そういう結果になった理由について、こういうふうな説明をしていたんですね。区所有の建物を区が整備し、順天堂が運営委託を受けるという仕組みになった中で、この後です、順天堂として経費を負担することについては、他の事例と比べても困難であるということが明確に意向として示された。これは、順天堂側の意向だということが説明されているんです。ここで言っている他の事例というのは、何の事例のことを言っていたんですか。

○板倉委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 このウェルネスパークには、先ほどお話が出ました1階のところに医療的ケア児の施設が入ります。こちらのほうも順天堂のほうで運営していくものになってございます。設置に関しては、この病児の施設と同じスキームでやっているところになりますので、他の施設というのは、その医療的ケア児の施設でございます。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 医療的ケア児については、別途、あれは厚生委員会かな、報告されるということで、説明はお聞きしましたが、これは国の補助事業とかそういうのじゃなくて、障害福祉の総合法に基づくサービスじゃなくて、独自、何ていうの、事業というのかな、何かそういうふうになっているんですね。だから、それは独自の位置づけがあってそういう判断をするということはあると思うんですね。ただ、この病児・病後児保育というのは、国のスキームがあったり、文京区でもやってきた実績があって、当初予定していた費用負担という問題があった。これが国庫補助のスキームの変更で、いや、下にある医療的ケア児と一緒にになると、財政負担の費用負担の分だけ一緒になるという説明は、これは説明としては少し無理があるんじゃないかというふうに思うんですけども、順天堂からの意向が示されたというのは、このとき説明としてありますけども、それは文章等々で残されているということになるんですか。

○板倉委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 この施設についての設置、ごめんなさい、移転に関しての整備に関しては、ずっと数年来、順天堂とは協議してございます。それで、特に、今、お話しになられた観点のところでは何か書面で残しているものはございません。口頭等でお話をしながら進めていたところでございます。

区の所有の施設になります、こちら、みつばちの東館。その中に、区が委託、運営委託を

する施設を整備するというような立てつけでございますので、結果的に区の所有のところで、区の事業を始めるために区が施設を整備するという形になりますので、区がその経費を負担するというのが基本的にはあるべき形かなという認識でございます。その形が、病後児もそうですし、医療的ケア児の施設も同じになっているというところでございます。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 それは、結果としてそうなったという話なので、当初は違っていたというね、当初の合意のほうを尊重したらどうですかというのが私が言っている視点になります。これは負担の問題、費用負担の問題になるのでね、そういう議論になっているんですけども、当初の今日の報告事項の説明にもあったように、当初の現況の、現況というかな、従前のこのみつばちの保育ルームの面積からすると、倍ぐらいになるという説明だったわけでしょう。だから、何ていうでしょう、それぐらい、それぐらいと言ったらあれだけれども、1割ぐらい持ってくださいよというのは、当初の協定をそこは尊重しましょうよということで、区からそのことを求めたという経緯はあったんですか。向こうからの、順天堂からそういう意向を示されたというのは分かりました。記録はないということでしたけれども。それについて反論したり、もしくは1割負担の当初でいきましょうよと、それを主張したことはあるんですか、文京区として。

○板倉委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 もともと、この移転の内装整備の段階において、6月の段階ですかね。補助スキームが使えないということが分かって、方針を変えざるを得なくなったわけなんですけど、その段階で順天堂とは相談しました。自主的にちょっと負担していただく余地はあるのか、ないのかというお話はしたんですけども、その中で、同時期に整備する医療的ケア児のほうで、同じストーリーになっている以上は、そこで差をつけて負担をすることはできないというのが向こうの主張でございました。その後の運営に関しては、また、これ別の話だと私は認識しておりますので、そこに関しては、根拠を持って、何ていうんですかね、お願いできる、相談すべき話ではないと私は認識しておりますので、そこは特にお話ししてございません。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 最初の医療的ケア児と比較という問題ね、最初にまたつながったので、説明としてはそういう形だったというのは大体分かりましたが、ただ、何ていうんですかね、当初予算で示したものが変わったということで、補正予算が出てきたと。急展開したということに

については、こうした経緯の説明、それから検証というのは必要だというふうに思います。後ですごい立派な2倍の面積のルームがね、病後児ルームができるわけなんでね、だから、何というかな、この元町のウェルネスパークの全体そのものもね、順天堂が事業者で取ると、プロポーザル取るという経過の中でこういうことが起きているということから考えてもね、やはりそこまで文京区が譲る必要はないんじゃないかなという気はいたします。だから、そのことは、この議論の一つの到達として申し上げておきたいというふうに思いますけれども。

そして、病児・病後児保育については、西側を含めてね、ニーズがあるというふうになっておりますので、私たちからも旧小石川エリアというんですかね、そっちのほうの拡充を改めて求めておきたいというふうに思います。

今日は以上です。

○板倉委員長 ほかにございませんか。

それでは、報告事項3の質疑を終了いたします。

続きまして、教育推進部児童青少年課から1件、報告事項4、（仮称）元町育成室の開設についての説明をお願いいたします。

鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 それでは、資料第4号、（仮称）元町育成室の開設について御報告いたします。

育成室の待機児童が高止まりを続ける中、加速化プランに基づき、来年4月に新たな育成室を一室開設いたします。

2番の施設概要でございますが、所在地は元町ウェルネスパーク内の東館2階になります。面積が約162平米、定員は40人、令和7年4月1日に開設をいたします。

3番の所在地の周辺図、2ページ目の4番の所在地詳細図は記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○板倉委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。育成室の件なんですけども、これ、今、元町育成室の御報告、課長からあったんですが、先日の一般質問でも育成室の件、質問させていただきまして、令和7年4月開設予定で、4地区、本郷、向丘、汐見、本駒込、それぞれの地区に御予定ということで、これ多分、元町は本郷地区に当たると思うんですけど、それ以外の本駒込、向丘、汐見の地区については、おおむね順調ですという御答弁だったんですが、こちら

の詳細をもし教えていただければと思うんですが、お願いします。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 今、委員からお話がありました、今、残り3か所ですね、向丘、汐見、本駒込で開設準備を進めておりまして、それぞれ運営事業者のほうは決定をしております。このうち、本駒込地区の育成室の整備が、今、2か月程度ちょっと遅れているため、おおむね順調というふうに教育長のほうからは答弁をさせていただいたところでございます。4月開設から2か月程度遅れる見込みでございますので、その間の代替施設については確保ができておりますので、引き続き開設に向けた準備は現在進めているところでございます。

○板倉委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 大丈夫です。

○板倉委員長 よろしいですか。

浅田委員。

○浅田委員 なかなか大変な中ね、ありがとうございます。待機児童解消のためにありがとうございます。

それで、今回開設された、二つ質問しますが、一つは安全対策ということで、大きな道路、春日通りと、それから壱岐坂を、本郷小学校だったらそこを渡らなきゃいけないわけですよ。それから、湯島から来るにしても、本郷通りを渡るというようなことになるわけですから、安全対策、ぜひこれについてはお願いをしたい。これは登室に限らず、それから退室、特に冬場なんかね、ちょっと今は難しいという話も聞いていますけれども、これだけ交通量の多いところを通るわけですから、ぜひちょっと安全対策をお願いをしたいということが一つ。

それから、この元町に限るわけではないんですけども、今、民間の事業者さんをお願いをするという形になっています。その中で、文京区の培ってきた学童保育の質、これをどう守るのかということで、官民を問わず一緒に勉強会であるとか、交流会であるとか、そういったことが行われているというのは、これは承知をして、文京区のレベルを全体を上げようという、こういう御努力についても感謝をいたします。ただ、そうは言っても、民間は民間で独自の保育の方針をお持ちなわけですよ。自分たちの会社としての理念であるとか、保育の方針であるとかというのを持っているということで、例えば行事を官と民、まあ、官と言ったら言い方、いいですよ、公設公営、官と民のほうが、例えば同じような、同じ場所で行事を行うということについてなってくると、これはまたこれでちょっとお互いにという

ふうには現状ではなっていないというふうにも、そんな話も漏れ伝わってくるわけですがけれども、どう同じ方向を向いて文京区の子どもたちのために放課後の生活をね、豊かにしていくのかという観点から、その辺の調整はどのようになっているのか。

以上2点、お願いいたします。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 まず、一つ目の本郷小からこちらの元町ウェルネスパークまで、大通り2本、春日通りと壱岐坂を越えるわけですがけれども、区内でもなかなか例のない移動になるのかなというふうには認識をしております。

本郷小から元町育成室の安全確保については、区と決定した事業者の間で重要事項と捉えておりますので、特別な対応が必要かなというふうに考えております。例えばですけども、当然、十分なマンパワーと、あとは児童への丁寧な指導、こういったものも、ほかの育成室以上にやっていく必要があるのかなというふうに考えおります。

それから、同じ育成室の中で官と民がなかなかこう一緒に質の確保というのがなかなか難しいんじゃないかというところがございますけれども、民営事業者でも、基本的に文京区で作成をいたしました育成室の学童保育指針というものがございます。こういったものは、育成室を開設していただく前に、必ずうちの職員から数か月間の研修を通して育成室に従事する職員に中身を理解をしていただいておりますので、その点は問題がないのかなというふうに思っております。

また、今年から開始、始めましたエリアマネジャー、それから、区の児童青少年課の中にも巡回指導の職員がおりますので、そういった職員が、公設の育成室と同様な指導・育成を行っておりますので、特に問題ないというふうに捉えております。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 安全対策については、ぜひ送りのほうもね、送りのほうも御検討をお願いします。

それから、さっき私が言った後半部分なんですけれども、本当に努力はしていただいている、それは理解しています。ただね、例えばということで、官と民の育成室がどこかの小学校で行事があったとするじゃないですか。そうするとね、やっぱりそれぞれが自分のところの安全対策だけになってね、なかなかその域を越えないというのは現実としてあるというふうにも伺っていますので、難しいとは思いますがけれども、やはり文京区の子どもの安全であったり楽しみをより充実させるということで、ちょっとその辺については所管のほうで調整するといいますか、そういったことをぜひお願いをしたいという意味ですので、ありました

らお願いします。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 1点目の、当然、送りの部分についても、事業者のほうと丁寧に、事故の、確実に事故が起きないように対応はしてまいりたいというふうに考えております。

2点目につきましても、先ほど、私、エリアマネージャーですとか、巡回指導の職員と申し上げましたけども、当然、20階の児童青少年課、事務局の職員もそこに十分関わって、様々な研修等も行っておりますので、そういったところで公・民の格差が生じないように、引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。

○板倉委員長 ほかに。

上田委員。

○上田委員 4号については、この元町ウェルネスパークは、例えば、この育成室でももちろん勉強したりとか、遊んだりとか、というのはもちろんそうだと思うんですけども、ちょうど併設するこども園の園庭だったりとか、それから、西館1階の元町多目的室、地域活動団体室、東館3階の地域交流スペース等が、もしかしたら、もし使っていない時間だったりとかすると、地域の方と一緒に使うこともできるんじゃないかということ期待したり、それもそうですし、育成室の子もそうですし、地域の子もそういった利用が可能かなというふうに期待したりもしているところです。また、夏季等に関しては、例えばですけども、今、暑いですから、屋内運動場が必要だよねという話をしている中で、もし可能であれば、西館B2のスポーツホールとかも借りられたりとかするといいなというふうに思ったりするんですけども、そういった元町ウェルネスパーク内の様々な施設を活用して、育成室の子だったり地域の子どもたちが勉強したり遊んだりできるといいなというふうに思うのですが、そういった部分についてどういったお話を今されているか、伺いたいと思います。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 今、委員から御提案がありました園庭ですとか、B2の体育館、それから地域活動交流室、こういったところは各所管、相手先がございますので、まだちょっと協議は始めてないんですが、今後、事業者も決まりましたので、事業者も含めて協議は行っていく予定でございます。そのほか、この東館の屋上もございますし、当然、元町公園もございますので、かなり広く外遊びのスペース、屋内遊びのスペースもとれるのかなと思っておりますので、子どもたちの活動が充実していけるように努めてまいりたいというふう考えております。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 元町公園はとても遊びがいのある、起伏もある公園だとは思いますが、その分、ちょっと見通しが悪かったりとか、安全性をしっかりと図らなきゃいけないとか、そういった課題もあるかというふうに思いますので、様々な、安全に育成室の子どもたちが遊べる環境というものをより一層拡大していただけるといいなというふうに思います。

どうもありがとうございました。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 一つは、先ほど浅田委員が質問されていたその安全対策のところでも聞きたいと思っていたんですが、特別な対応というのは、具体的にはどういう形になるんですか。つまり、登園、あ、登園じゃない、登室、退室のときに送っていきますよね。それが結構距離があるから特別な対応というんだけど、そうすると、そのための人をちゃんとつけてくださいという、プロポーザルでね、事業者が決定したということになっているんだと思うんですけども、なっているのかどうかということですよ。その場合、例えばだから人員の配置というのは普通の、何というんですか、委託型の育成室よりも多く、何人多くなっているのかみたいなことは説明できるのかということが一つです。

それから、民間委託の育成室が相当増えてきているということになるんですけども、この種の報告の場合、通常だと事業者が決まりましたという形で報告されていますよね。プロポーザルが終わった後にね。違うの、違いましたっけ。プロポーザルは終わったというふうに聞いているんですけども、このプロポーザルの結果についても事業者が何社応募があり、選考をやって、どの事業者に決まったのか。その事業者は、区内での実績がある事業者なのかどうか、そのことについても確認をしたいというふうに思います。

そして、先ほどほかり委員が聞いていたように、ほか3か所も若干遅れがあるけども、開設していくと、新年度に向けて待機児が解消するということに見通しになるのかどうか。このことも含めてお答えをお願いします。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 まず、その送りの部分ですが、特別な対応と申しあげましたのは、マンパワーをこれからつけられるかどうかというのは、これから事業者と協議をしますけども、特に私が重視したいのは、子どもたちへの指導ですね。やはり、この二本、大通りを越えまですので、このあたりについては本当に1か月で済むのか、2か月に済むのか分かりませんが、子どもたちに丁寧な指導を育成室の職員から伝えていただくようお願いをしたいな

というふうに思っております。ここでプラスアルファで何人つけられるかどうかというのは、予算も特別についていませんし、それは今後の協議のところかなというふうに思っております。

プロポの結果につきましては、4事業者から申込みがございまして、事業者がセリオ株式会社で、区内で10か所程度これまでも運営をしている実績のある事業者でございます。こういった運営事業者が決まりましたし、あとは、これから開設準備は1月から一、二か月程度は区とともに準備を行ってまいりますので、4月から確実に業務が行われるよう、区としても努めてまいりたいというふうに考えております。

○板倉委員長 金子委員。

ああ、待機児これから。

鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 見通しでございますが、まだ、今、申請が来月から始まるところでございますので、区全体のニーズ量からすると育成室の数は足りているんですが、そののやっぱりどうしても地域偏在等も出てきますので、我々は待機児童解消、ゼロを目指しておりますけれども、そのあたりははっきり申し上げられませんが、今時点では数がゼロに向けて準備をしているというところでございます。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 特別の体制のことは、中身はそういうことだったんだけど、最初の報告事項のところでも聞いたように、人件費は8割ですということですね、同じ水準だったらなかなかマンパワーといっても、だから運用のところという話の特別な対応なんだという説明というふうに聞きました。

やはり距離的にも大きな通りを通るといってもね、やはりマンパワーも含めた対応というのは私は必要なんじゃないかなというふうに思うんですね。方角がね、どういうふうなコースになるのかということも含めてですけども、そのときには躊躇せずね、やっぱり安全のほうを優先して対応をお願いしたいと。時には人をつけるということも必要なんじゃないかなというふうに思います。ここの位置関係からしますとね、ということであります。

それから、もう一点だけ聞いておきますけども、セリオさんと。10か所過去にやっているから、11か所目、11室目ということになるんでしょうかね。そうすと、多分、一番数が多くなるのかな、この事業者はね。それで、区立育成室を民間委託するようになってここまできているわけですけども、昨今、民間委託の事業者の中で、放課後の生活の場としての学

童保育、育成室の運用というか、生活のやり方の中で民間事業者が事前にプログラムを用意しておく、こういう遊びと、こういう遊びと、こういう遊びと三つか四つ用意しておいて、これを選んでもらうみたいなね、そういうことが、これは文京区に限らず、他区なんかでは、含めてそういう傾向があって、こういうのについては、子どもと指導員、もちろん子どもたちの中で放課後をどう過ごすかということ、何ていうか、相談したり、探求したり、失敗したりしながらね、それが生活の場なんだというのは学童保育のつくり上げてきた中身だと思うんですね。そういうものと少し異質だよと、プログラム方式というのかな、話が出ております。

この今回決まった事業者、11か所目ということだから、そういった点について私は懸念を一定持って、ああ、ここの事業者にはではなく一般論として懸念を持っていて、今回決まった事業者については、過去の実績からするとね、公設公営の指導員さんと研修もやりながら、交流しながら積み重ねた歴史があるけども、今みたいなプログラム主義みたいなことになっていないかどうか、よく点検していただきたいと思うんだけど、まず、現状はどうでしょうか。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 プログラムそれぞれ、事業者、文京区55の育成室のうち、30か所が民営で6事業者が運営をしております。各事業者でそれぞれプログラムを持っておりますので、その辺の民間事業者なりの創意工夫で新たな遊びですとか、そういったものを開発をしてもらっているところがございます。なかなか、当然、先ほど浅田委員のところでも申し上げました学童保育の指針がございますので、そういったものに基づいて適切に運営をしていただいておりますけれども、民間のいい事例については、我々区の職員の巡回指導の職員が、今、全ての民営事業者全部回って、いい部分は共有をして、悪い事例についても情報共有をするなどして質の担保は保っておりますので、引き続き区のほうもバックアップをして、運営事業者の質の担保については図っていきたいというふうに考えております。

○板倉委員長 ほかに。

それでは、報告事項4、質疑を終了いたします。

---

○板倉委員長 次に、一般質問です。

一般質問については、4人の方から8件申出がありますので、順番にお願いをしたいと思います。

まず、山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。私からは、先日、私立幼稚園の園長会の先生のほうから、やはり園児が最近なかなか少なくなっているという、そういう課題をお聞きしました。そして、先日、地元の幼稚園の運動会、区立幼稚園の運動会を見に行きましたら、園児がやはり減っていることにすごく私、去年からまた一段と減っていることにはちょっとびっくりしたんですね。その辺のところをどういうふうに捉えているのか、まず教えてください。

○板倉委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 区立幼稚園の人数ですね、園児の数が減っているということは、当然、教育のほうでも承知はしております。今後、幼稚園の在り方ということで、一つは、今、こども園という考え方もございますし、あとは、やっぱり園から話を聞く中では、建物の老朽化みたいなのところも、やっぱり歴史があることはいいんだけど、逆にやっぱりそういった教育環境として十分じゃないようなところもあるのではないかというようなこともありまして、幼稚園等も改修等も進めているところでございます。ですので、そういったところで、ハードであったりソフトであったり、いろいろな面はあると思うんですけども、子どもの数をどうこうということはもちろんできないことではございますので、そういったところで、保護者の方からも選ばれるような園というようにところでのできることというところは進めていきたいとは思っております。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。学務課長からの御答弁は、それを引き出すのが精いっぱいなのかなというふうに思うんですけども、いわゆる、私も親だったら、じゃあ、今の時点で、今、私立の認可の保育園もあったりする中で、いろいろと選べるわけですよ。そういった中で、やはり、ああ、これもやってくれる、あれもやってくれる、ただ、施設の老朽化だけではなくてね、やはりソフト面の提供というのは結構大きな、選ぶに当たっては、占める要因、要素であると思うんです。ここのところは言ってもしょうがないところなんですけれども。

で、以前、私の9月の代表質問のときにも、今回、上田委員からも御提案があったので、ちょっと遡るんですけども、港区の公立の幼稚園の例を挙げて、英語の教育という意味でのネイティブを港区では配置するというので、私もそのときに9月に他区ではそのようにやっていくと。文京区においてはどうなのかということにおいて、私、本当は議員になってから、もう10年来、幼児から英語教育をやっていくということは、これは共通語であって、

世界に通用する言葉なので、生まれたときから必要であるというようなことは言ってきました。ごめんなさい、今、指導課がないので、質問をちょっと変えますけれども、そういった意味で、今回の私への答弁も、それから、あと上田議員への答弁も、様々、英語表記にしたりとか、英語の本を置いたりとかして自然に触れ合う環境を設けますというように書いていらっしゃる。でも、なかなかね、やっぱり自然に触れていくというのは大変であって、そこにやはりきっかけづけてくれる外国人だったりとか、いる人があって、初めてその本を手にするわけであり、なかなかやっていますという割には、それはもう昔からやっていますという御答弁をいただいていたけど、結果としては園児も減って行って、ある意味、こういう言い方は失礼なんですけど、魅力のない幼稚園になってっちゃっているのかなという一種の不安を、すごく、その運動会を見ていて感じたんですね。

学務課のほうから御答弁はいただけないとは思いますが、やはりソフト面での区立幼稚園で、やはりこういうことができるのかという、選んでもらえるような幼稚園というものをやっぱり、老朽化を改修するということが以前にソフト面でのことはしっかりと考えていかないと、区立幼稚園の存続の意味もなくなってくるのではないのかなと思いますので、部長がいらっしゃるので、部長からちょっとお考えが聞かれればなというふうに思うんですけど。すいません。

○板倉委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 御指名でございますので。教育長答弁のほうで御答弁申し上げているとおりでございますけれども、今、学務課長のほうから申し上げたとおり、やはり施設の老朽化というのは、これは一つ大きな要素だと思います。社会経済状況の変化によって、前半の部分でも随分、午前中やっていましたけれども、やはり共働き世帯が増えたということによって、そういった家庭の環境というのも変わっているというのも事実でございますので、そういったところで従来の幼稚園というものが以前よりは選択されにくい社会経済状況というのも、それはそのとおりだというふうに、そういったことで教育委員会としては認識してございます。

我々としても、そのソフト面ということでいえば、様々な工夫はしているところでございます。ただ、委員がおっしゃるとおり、じゃ、例えば英語というところのスタンスだけで考えてみたときに、それが英語のネイティブの先生を派遣するということについて、そういったこともいいのかと思いますけれども、そういったことも含めて、いろんなものを考えながら、そのカリキュラムというものはつくっているというところでございます。

また、あと、これから、今回の教育長答弁でもありましたけれども、バカロレアみたいなものについても、それぞれ研修のほうもしていくということなので、そういったところがしっかりと小学校、学校だけではなくて幼稚園というところについても波及効果がしていって、そういったところが、なかなか効果検証というところでは難しいかと思えますけれども、そういったところの要素もプラスの方向に進めていければいいなというようなところでは考えているところでございます。

○板倉委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。幼児教育の大切なところというのは、やはりそのバカロレアにしても、小学校、中学校というところに置いていると思えますけれども、幼児からやはり教育をしていく学びというところは非常に刺激的、刺激を与えるという意味では、やはり大切な部分であるんですね。ですので、今回、上田委員の答弁で、そういったネーティブについては研究していくという答弁、御答弁だったんですけど、私はやはりね、そこはもう本当に残念ながらショックでした。やはり、やっぱり検討していってほしい。もう学びは子どもの頃から始まっています。「文の京」であるので、やはりそういったところ、子どもの頃から、何ていうんだろうな、いい環境、いい刺激というものを与えてあげられるような、先ほど区立幼稚園の園児が少なくなったということを挙げましたけれども、実態としてそういうことがある以上、公立でやっているんであるし、そこにやはり着目して、ぜひ施設の建て替えを待つことなくメスを入れていっていただきたいかなというふうには思っております。よろしく申し上げます。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 先ほどの子ども・若者の育成支援のところちょっと関係するんですけども、今、大学がほぼ全部と言っていいぐらい、大学がボランティア活動の推進とか、あるいは地域連携とかというところに力を置いていて、例えば東京大学でいえば、学生支援課というのをつくってね、そこに職員を配置して、学生の皆さんが何らかの地域活動、ボランティアでも何でもいい、とにかく地域に出ていくための支援をしたいというようなのをわざわざつくっています。で、出て行って勉強、怒られてこいというような先生もいらっしゃるし、とにかく何でもいいから地域に出て行って勉強してこいという。で、ほかにもね、東洋大学だったら、ボランティア支援室だとか、日本女子大学だったらラーニング・コモンズかえでとか、お茶の水女子大学だったら地域交流センター、学生・キャリア支援課というのを設置してやるとかって、そういうふうになっています。つまり、大学の側、あるいは学生の側からする

と、何らかの形で地域に出たいというふうになっている。じゃ、その受入れをする文京区、あるいはその文京区の地域の側が、そうした方々にどう受入れをしたらいいのか、声をかけたらいいのかという、なかなかこのところが溝がすぼっとできていて伝わってないというのがあるんですよね。そこを上手に橋渡ししていただくことができれば、両方、つまり学生の側も、あるいは地域の側も、交流がもっとスムーズにできていくんじゃないかというのを思っています。

ですから、今、子ども・若者支援、特に若者支援ということですね、19、20歳、21、22、この辺の世代との支援ということで、その橋渡しを区として何らかの検討というのは、できると私はすばらしいことになるんじゃないかと思うんですが、この点についてはいかがでしょう。どこに聞いたらいいのか分からないですけど。

○板倉委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 浅田委員ですけれども、今、それはアカデミーのほうでいろいろ、その区内大学等との学長懇談会をはじめ、いろいろな様々な取組をしているので、そういったところのほうで取り組むべきことだというふうに我々としては認識しています。所管がないので、詳しいことというのは、やはりこの子ども・子育てではお答えはできないというふうに思っています。

ただ、そうは言っても、今、浅田委員のおっしゃっていることは十分分かりますので、そういったところで、区長部局のそういった所管がありますので、そういったところで連携とかを密にして、そういったその問題意識も所管のほうではあるかと私のほうは思っておりますので、そういった取組のほうもしていくのではないかというふうには考えております。

○板倉委員長 浅田委員。

○浅田委員 じゃあ、貴重な御答弁と受け止めますので、よろしくお願ひします。ただ、今日の議題、報告事項にもありましたけれども、子ども・若者、若者を支援していくということになれば、これはアカデミーの担当だということではなく、だけではなくてね、ここにいらっしゃる方々も重層的という言葉が最近使われていますけれども、必要な課題だと思いますので、ぜひ貴重な御答弁と受け止めますので、よろしくお願ひします。

○板倉委員長 続きまして、上田委員。

○上田委員 6月にお聞きした認証学童についてお聞きしたいというふうに思います。認証学童については、今年度の予算として、目玉の予算として東京都のほうが発表したものでしたけれども、なかなかその後、具体的なお話がなくて、これが育成室の待機児童対策になるの

かならないのかも分からないですし、というところでとても心配をしておりました。そういう中で全然情報がなくて、所管課長も情報がないというようなお話を聞いていて、教育長さん覚えていらっしゃるかどうか分かりませんが、やはり東京都の人事交流をされたら、もっとうち東京都の情報が入るんじゃないかと思って、私たちの会派は全員、教育長人事に賛成させていただいて、きっとね、東京都の情報が入るんじゃないかなというふうに思っていたところ、そういう問題ではなくて、選挙が終わったら8月以降、毎月、この認証学童に関する専門委員会が開かれていて、今日も開かれていたという、12時から2時までというふうなお話を聞いています。で、今日の認証学童の、一応、資料自体は出ていたので確認して、世田谷の学校行き渋りへの対応とか、港区の実験探究型プログラム、地域探究型プログラム、八王子市の長期休業期間における朝の居場所確保とか、大学を活用した児童の体験活動などについての、今、実証事業を行っていらっしゃるということなんですけども、これがどういうふうに展開していったというところまで、この東京都から情報というのは、今、もらえている状況なのか、文京区としてどういうふうに認証学童について取り入れていくことができそうなのか、実現しそうなのかということをお聞きしたいというふうに思います。そして、またそれが育成室の待機児童対策になるかどうかもお聞きしたいと思います。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 その後、東京都のほうからいろいろ情報は収集をいたしまして、今、委員がおっしゃったとおり、ちょうど今、この時間は終わっていますかね、4回目の専門会議が終わったところでございます。大きく専門委員会を、都のほうでは、この認証学童の導入ということで、この専門委員会の設置と、委員からお話が合った先進的な取組を行う自治体の支援ということで、そういったものは、その実施状況をこの新制度に生かしていくためにやっているということでございます。そのほか、お子様や保護者、学童の保育の指導員にニーズ調査を行うというところでございますけども、この専門委員会の議論の中身が、例えば、これはホームページ上で公開された内容ですけども、国の基準であれば、1人当たり、児童1人当たり1.65平米というところを、保育所の基準にならって1.98平米にするですとか、あとは、1支援当たりおおむね40人以下という決めがございますけれども、そこのおおむねというところを取ったりだとかということで、都のほうで学童の質が上がるような仕組みを、今、つくっている最中でございます。その仕組みを各都内の自治体にどのように反映させるかまでは、まだ東京都のほうから示しがありませんので、仮にそういった制度が確立されて、それに加わるような民営事業者等が増えれば、当然、文京区の保護者やお子様こそ

を希望される場合もございますので、そうしますと待機児童全体が減ってくる可能性はある、そこまで分析をしているというところがございます。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 そうですね。結構、その保育の質を上げてほしいというお話は朝からさせていただいて、弾力化、朝から、午後かな、弾力化も解消したいというようなお話をしていたので、そういう意味では、保育の質が上がるというのはよいことだというふうに思っていますけども、しかしながら、文京区で今でさえ弾力化して育成室を増設しているところですので、認証学童が待機児童対策として実用的なのかというのはちょっと、まだまだこれから動きを見ていかなければならないなというふうに思いますが、認証学童と都型学童の違いとか、違っているというのは今の説明で分かったんですけども、その目的もちょっと逆に、質を上げるというところまで分かったんですけども、なるほど、分かりにくいのでもう少し見ていくしかないんじゃないでしょうかね。

○板倉委員長 どうしようかな、3時になりましたので、まだ一般質問、あと5件ほどありますので、休憩に入りたいと思います。3時半から再開です。

午後 3時00分 休憩

午後 3時29分 再開

○板倉委員長 それでは、委員会を再開したいと思います。

鈴木児童青少年課長の答弁からお願いいたします。

はい、お願いいたします。

○鈴木児童青少年課長 先ほど上田委員からお話がありました東京都の認証学童クラブの創設制度につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、まだ、制度の中身はまだ決まっていない状況でございます。当然、ただ、これまでの専門委員会の内容を見ますと、都独自による質の高い学童クラブを増やしていこうというものでございますが、その中身が各自治体でどういった波及をしていくのかというのは全く見えてない状況でございます。引き続き東京都のほうの情報を収集するとともに、この都の制度の導入いかににかかわらず、私どもは国の基準にのっとり待機児童解消加速化プランの下、育成室の整備、それから学童の保育の質の向上に努めてまいりたいというふうに思っております。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。そうですね、この待機児童対策になるかどうかというのは、ちょっと今、見ている限りだと、よく分からないなというのと、保育料も、その要件で

どれぐらいになるんだろうというのも分からないですし、分からないことだらけだということとは分かりました。ただ、モデル事業のように、例えばその、今の育成室の中で例えば平日日中に登校渋りの子を対応するとか、私が今回一般質問させていただいたように、八王子市みたいに朝の預かりとかということが可能になるのかとか、それから、そのほかのモデル事業のように、何らかの探究活動とか、そういうプラスアルファの勉強とか研究活動につながるというようなことであれば、まあ、ありかなというふうに思ったりもいたしますので、ここはぜひ教育長さんに頑張ってください、情報を東京都からとってきていただきたいなというふうに思います。

次に、幼児教育の質に関してのニーズ調査をもう少しやらなきゃいけないんじゃないかということをお願いしたいというふうに思います。今回、私も一般質問させていただいて、先ほど山田委員からお話ありましたけれども、英語教育へのニーズももちろんありますし、例えばバカロレアとかについてのニーズもあるということで、そういったニーズ調査というのが、港区さんは4年度のアンケートにおいてとっていらっしゃるんですね。認可外保育施設のほうを本当は希望しているんだというようなニーズもとっているし、外国籍のこれもクロスなんだと思いますけど、親が外国籍の子どももいるし、あと、インターナショナルスクールに行く子どもたちというのは、どちらかが外国籍の親だと高くなるよねとか、そういった調査も行っていたりするんで、それは次の子育て支援計画というよりは、中間のまとめぐらいまでに、そういった区内の保護者、保護者というか子どもたちの幼児教育の質についてのとか、あと、インターナショナルプリスクールなどの認可外保育施設のニーズについてももう少し調査をかけていただいて、それを施策、これからの施策展開もそうですし、それから、幼児教育・保育カリキュラムに反映したりということを行っていただきたいというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○板倉委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 これまでも子育て支援計画においては、中間年度の見直しのときに、新たに貧困対策計画を策定したりというふうに、それぞれ時宜を捉えた計画策定を行っておりますので、今後、この保育を取り巻く、幼児教育とか保育に取り巻く環境の変化に応じて、その都度、協議して検討してまいりたいと思います。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ぜひですね、結局、この間、5年度にとった子育て支援に関する実態調査も、記述のところに1件だけ保育園でも習い事をしたいというのを書いてあったんですけども、調

査の仕方によるとニーズが全然出ないということが分かるわけですね、これで。本当のニーズが分かるような、こういうことが、今、文京区で求められているんだということをしつかり受け止めて調査をかけていただきたいというふうに思います。

それから、最後に、吉村委員のほうで昨日聞いてくださった子ども性暴力防止法について、日本版DBSについてなんですけれども、こちらについては区長からも答弁をいただいでいて、取り扱う情報の性質から、差別や偏見につながらないように情報管理等が必要なので、国のガイドラインが示されてから施設に対して検討して周知を行っていきみたいみたいなことを言っていましたけども、もう、もう何というか、決算委員会の金子委員の質問の段階から、短時間アプリのあの段階から、本当にそれは、いや、そういう悠長さじゃなくて、もうちょっと早く考えていったりとか、ある程度、逆に言うと、その性犯罪者の方も社会復帰しなきゃいけないとか更生を図っていかなくちゃいけないということを考えると、逆にその性犯罪を再発してしまうような環境にないようにしたほうが、その方にとっても更生が図られるわけですね。ですから、短時間アプリのときの話が出たときにも、もちろんそういうことがないようにというふうに子ども施設担当課長がおっしゃっていたというふうに思うんですけれども、まずね、まず、そこで本当は質問が出るかなというふうに思ったんですが、どうやってそういう危ない人じゃないかを確認するんだらうとか、もちろん人数にカウントしませんよという話もされていましたが、もしそういう情報をとってしまったら、そんな短時間の人だったら、その情報をどうやって破棄するんだらうとか、そういういろんな悩みが出てきますよね。やはり、そういった法律ができていますよということをしつかり周知して、国のガイドラインが出てからはもちろん、そのガイドラインに基づいた周知を行っていくにしても、その性犯罪者の方の更生のためにも雇わないほうがいいですよということをしつかりと区内の子どもと接触するような、育成室もそうですよ、施設、福祉施設のほうに周知を図っていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょう。

○板倉委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 まず、DBSのほうの運用につきましては、区長からの御答弁にもありましたとおり、取扱う情報が何しろセンシティブというところもございまして、その運用に関して、こう、各事業者で勝手に判断していいべきものでも逆に言うとなないのかなというところもございまして、そこについてはしつかりガイドラインが示された後、その運用についてしつかり周知をというところは変わらないところでございます。

ただ、しかしながら、御懸念のとおり、子どもの権利の観点からも性犯罪というものはあ

ってはないというところについては、私も問題は意識としては同一というふうに認識してございます。保育運営事業者に関しましても、その点については細心の注意を払っているところではございますけれども、そういった中でも不幸にして、最近の報道にもあるように、そういった事例は出てしまっているというところではございますので、その点については、不適切保育の防止という観点から、そのDBSのところが始まる前につきましても、その観点で対応してまいりたいというふうに考えてございます。

タイミーのほうにつきましても、そういった事情もございまして、保育という現場において常態的に通用するアプリを使用しての雇用というのは適切でないというスタンスには区としても立ってございますので、その点についても並行して指導してまいりたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 区長部局の答弁と当然一緒でございますけれども、当然、性犯罪から子どもを守る仕組みというのは重要な事項でございます。令和8年運用開始というふうになっておりますけれども、そこからスタートするのではなく、ガイドラインも事前に、当然、自治体のほうには配られるでしょうから、そういったものをしっかり公営の育成室、それから民営の事業者、我々のほうでは放課後全児童向け事業もございまして、そういった事業者にもしっかり周知をして、こういった犯罪は事前に防げるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○板倉委員長 上田委員。

○上田委員 ガイドラインのその概要が分かった時点で検討に入っていて、なるべく早く、そういった被害に子どもたちが遭わないような仕組みとか、をつくっていただきたいというふうに思います。確かに、性犯罪以外にも様々な不適切保育を防いでいくという観点も必要だというふうに思いますので、全体的に取り組んでいただければというふうに思います。ありがとうございました。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 一つ目は、今、話題にも出ていましたけど、短時間単発バイトアプリの活用について、うちの小林議員の質問に答弁いただきました。決算についてですね。それで、福祉施設通の性質上、課題があるということと、その後ですね、保育施設では常態的に活用することは適切でないと考えておりということなんです。ただね、短時間単発バイトアプリなので、そもそも常態的に活用するのは適当でないどころか、それはあってはならないぐらいの話な

んですね。それで、その後なんですよ、そのような事実を確認した場合とあるんですけども、場合が起きたら私はよろしくないというふうに思うので、この認識、課題がある、適切でないということ、実際に保育の公的保育を預かる文京区としてね、この立場で保育行政をやるのであれば、そのような事実を確認した場合が起きるのを待つのではなく、その前にやるべきことがあるというふうに思うんですけども、この答弁をした後、短時間バイトアプリの活用の状況について、区はどのようにしようと、今、しているのか、確認をしたいというふうに思います。

○板倉委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 現在の把握の方法といたしましては、指導のほうで巡回、回ったような際に、気になる園に関して聞き取りを行ったり、そういった中で現状を把握しているという状況でございますけれども、委員御指摘のとおり、区としては、本件に関しまして、適切な運用がなされていないのではないかというふうに懸念も持っているところでございますので、本件に関しましては、各園に対して、LoGoフォーム等の活用を現状検討してございますけれども、何らかの形で現状を把握するような対応をしていきたいというふうに考えてございます。その上で、その実態を確認し、その利用方法について明らかにした上で指導等について対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 今、おっしゃった現状把握というのは、手法の問題はちょっとあるかと思いますが、全数について、私立認可保育所全部についてということではよろしいですか。

○板倉委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 私立保育園全園に対しての確認をしてまいりたいと考えております。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 じゃ、それは速やかに、準備もあるでしょうけども、お願いをしておきたいというふうに思います。

次、次はですね、区民の方からちょっと声が届いた話でやりたいんですが、区内のある私立認可保育所に預けている保護者の方が、夕方、当然お迎えに行きますよね。お迎えに行ったところ、職員の方から、今日提供した給食に使っただし、パックなのかどうかちょっと分からないんですけど、だしが賞味期限切れであったのでおわびいたしますと、そういう謝罪があったということなんですね。それで、食の安全のことをいろいろ言うまでもなく、公費

で行われている認可保育所、食材費の負担がどうなのというのは、副食費、主食費がどっちが持つのかという、そういう議論もありましたけど、いずれにしろ税金で行われているということももちろんあるわけで、そして、私たちがずっと懸念している公費の、保育の公費の弾力運用の問題もあるわけです。質の問題というのは保育の質のことですけどね。そうしますと、そのこの保育所は、私たちが情報公開請求で調べてきた中では、保育の弾力運用が年によっては年間一番やっているとか、継続的にその規模でやっているとか、そういう保育園なんです。それでね、この保育園で提供している給食の食材が賞味期限切れだということを公然と謝罪されているので、こういった事態に対しては、私はきちっと区はそれこそ調査を行い、食の安全に曇りはないということを直ちに確認すべきだというふうに思います。そして、その後の対応というのにも必要になってくると思いますけども、今日、こういう直近で聞いたお話をお伝えしておきますけども、どのようにされますか。

○板倉委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 給食で、今回、そのようなトラブルがあったということで、食に関しましては、非常に事故も多い場面でもございますし、園としては適切な対応が求められるシーンでございます。私どもといたしましては、本件に関して把握いたしましたし、本件に関しましては事故報告書が、ちょっと昨日、上がってきているところでございます。内容を確認した上で、どのような対策が必要であったのか、今後の再発防止策はどうすべきなのか、そういったところを事業者のほうと話し合いながら、適切に指導してまいりたいというふうに考えてございます。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 事故報告書が上がっているということは確認いたしました。ただ、先ほど言ったように弾力運用をやった中で、介護事業に弾力運用をやっている、そういう保育園だったんですよ、ここは。たまたま、それは偶然な、結果として偶然かもしれないけども、そこに必然性はないのかどうかね。そういう点でね、やっぱりきちっと全容を把握していただきたい。そして、保育の質について責任を持っている自治体としてのやっぱり調査、全容把握というのをきちっとやっていただいて、しかるべく報告もいただきたいというふうに思いますので、その点をお願いをしておきたいというふうに思います。

それで、三つ目、先ほど上田委員も質問されていた、東京都の、今、専門委員が、専門委員会が行われて検討が行われていると言われている認証学童クラブの議論の中身と、あと、文京区が実践してきた学童保育の運営について関わって聞きたいと思います。

これは、今日もちょうど委員会をやっているということで、先ほど紹介ありましたけれども、専門家委員の構成なんですけどね、実際に学童保育をやっている指導員の方とか、自治体関係者の方、親とか指導員の方が入っているほかに、企業が入っているんですね。文京区でいえば先ほどのセリオとか幾つかありましたけども、事業所、事業者が入っている。事業者が、この専門委員に参加する中で、今年の6月に、東京都学童保育協会というのを設立しているんです。ここの東京都学童保育協会が、先ほど課長さんが答弁されていた、おおむね40人じゃなくて40人にしようとかね、指導員は3人にしようとかね、質の点での提言は確かにされているんです。その点を見るべきものがあるのかもしれないけども、私ね、ちょっと重視していただきたいのは、具体的な提言というのをこの東京都学童保育協会が今年の6月18日の日付で東京都に提言しているんですけども、7点提言している中で、具体的提言の中で、児童の募集は自治体でなく事業者・施設ごとに行う、こういう提言をしているんですよ。これは、2015年に始まった保育の新制度の中に至る議論の中で、認可保育所の枠組みを変えようという議論があり、制度的には契約型の保育制度に変わっているんです。ただ、自治体の公的責任というのが保育の分野に必要でしょうということで、具体的には保育の必要性の認定、実際には保育の申込み受付決定、これは自治体やるということで、児童福祉法24条が残されたという経緯があります。これは学童保育版でね、そのところを突破するという内容なんです。ですからね、自治体が、文京区が頑張ってくつてきた学童保育の質に関わるいろんな努力の経過というものはあるんですけども、私ね、この自治体の募集は、ごめんなさい、児童の募集は自治体外すという点についてはね、それは文京区が言う資格がありますよ、うん、そういうことじゃないと。保育の質を確保する様々なね、それは研修をやったり、つくったり、やるという点について、もう少し入室のところではきちっと責任を果たすというのは自治体の仕事なんですよということを、東京都に向かってやっぱり今の瞬間で言うべきだというふうに思うんですけども、これはいかがですか。また、そういう内容をつかんでおられましたか。

○板倉委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 この東京都の認証学童クラブの専門委員会の中に、うちですね、もう名前が公表されています、J Pホールディングスの社長さんが入っているということで、そこは承知をしておりますが、ここが東京都の学童保育協会というのを、この会社を中心につくって、すいません、提言を東京都に提出していたというのは、区のほうでは認識はしておりませんでした。ただ、この方、この団体の提言は、各事業者が児童を募集するというふ

うに提言はしているかもしれませんが、国の放課後健全育成事業の中では、自治体が行うことというふうになっておりますので、そこについては、これはあくまで東京都の認証学童クラブでそういった提言をしているということで、区におきましては、引き続き区の育成室55か所全て区立でございますので、区が責任を持って児童の募集をして、審査をして、入室まで決定をしていくということはやっていくつもりでございますので、今回のこの制度に対しては、今の部分について、区のほうから提言をする予定はございません。

○板倉委員長 金子委員。

○金子委員 ぜひ、この児童、東京都学童保育協会の提言が東京都の中でどのように受け止められ、そして、公的保育の保障という点で、質の保障という点でね、ゆがめられた方向に行かないよう、ぜひ注意を払っていただきたいと思います。そのことはお願いをしておきたいというふうに思います。

○板倉委員長 それでは、一般質問を終了いたします。

---

○板倉委員長 その他です。

委員会記録については、委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○板倉委員長 令和7年2月定例議会の資料要求についてですが、1月24日、金曜日を締切りとさせていただきます。

---

○板倉委員長 以上で、子ども・子育て支援調査特別委員会を閉会をいたします。

午後 3時50分 閉会